

平成 3 0 年 第 4 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 開会

1 7 日間

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成30年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成30年12月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室新庁舎・
大規模改修担当課長 幸 雄 一

会計管理者兼
総務課長 中 野 光 二

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健 康 福 祉 課
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

施設整備課参事 増 田 浩 志

施設整備課理事
兼災害復旧室長 城 和 男

理 事 志 摩 暁

理 事 藤 本 佳 奈

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 薦 亜紀朗

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 5 議案第 7 8 号 千早赤阪村税特別措置条例の改正について
- 日程第 6 議案第 7 9 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 7 議案第 8 0 号 千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 1 号 控訴の提起について
- 日程第 9 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 1 0 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第４回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんこんにちは。

ちょうど平成時代の最後の１２月議会となりました。千早赤阪村は、皆さん既に御存じのとおりでございますが、時代とともに変わりつつございまして、３２年当初にはこども園が運営開始となりますし、老朽化した庁舎の新築も具体的に進み始めました。これも議員皆さんの御協力のおかげと感謝しております。今大阪で一番小さい自治体でございますが、皆さんの御協力により、府内では行政と議会が非常にうまくいっているとの評価が高くなっております。

ことはいろいろなことがございました。年初は、昨年２１号台風の復旧に職員全員が正月返上で取り組んでいただきまして、辛うじて復旧を果たすことができましたし、またことし２１号台風でございますが、今まで経験のしたことない風台風として村を襲いました。人手不足の山林でございますが、倒木が大量に発生いたしました。特に、道路が倒木で通行不能な状況が数多く発生するとともに、村の約半分が停電となり、高齢者の生活が脅かされる状況でございましたが、関電さんの協力により、１地区を除き１日で復旧していただきました。倒木の処理も、各地区の皆さんの協力により、ほぼ１日で行っていただきました。心から感謝しております。また、４月から道の駅の営業が南部史跡保存会から移行いたしまして、直売所のグループの皆さんの御協力により、施設は非常に不十分でございますが、新しい発想のビジネスとして少しずつ存在価値を高めております。また、棚田夢灯りも１年ぶりの再開でございましたが、私が一番感じましたのは、来場者の年齢が旧来と違って著しく若くなりまして、我々行くのが場違いぐらいの状況でございましたが、非常に多くの人が集まりました。これも村の新しい方向へのスタートだと思っております。

村も平成の次の時代に備えまして、職員のスキルアップあるいは行政職員としてのプロ意識の向上に取り組んでおるところでございます。来年はＧ２０が、また７年後には万博が大阪に来ます。しかし、千早赤阪村でございますが、かなりのアクションを起こさなければ、千早赤阪村は恐らく大阪から忘れ去られてしまうんじゃないかなと。特に、合併を待つしかしょうがないかなというふうに思います。ぜひ今の時代、大阪の東南の端で

ざいまして、千早赤阪村がここにありというふうなアクション、あるいは打ち上げ花火を
どんと上げないと、恐らく私どもの村は大阪府から忘れ去られてしまうような運命にある
と、私は今そういうふうな危機感を持ちまして、ぜひ有効なアピールをしたいと考えてお
ります。

また、議員の皆さんもぜひ、千早赤阪村が少しは元気になったんやよと言えるようなア
ピールを御協力いただいて、千早赤阪村の発展に精いっぱい努力していきたいと思いま
すので、どうぞよろしくお願いいたしまして、簡単ですが私の挨拶といたします。どうぞ
よろしくお願いいたします。

○田中議長 次に、11月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 去る11月27日に開催いたしました議会運営委員会におきまし
て、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し
上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、議案第77号から議案第86号までの1
0議案でございます。

審議方法につきましては、議案第77号及び議案第81号を本会議において審議するこ
とに決しております。

議案第78号から議案第80号、議案第82号から議案第86号の8議案は、村長の提
案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会及に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日12月4日から20日までの17日間と決しております
ので、あわせて御報告申し上げます。

以上です。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番田村議員、5番千福議員  
を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月4日から20日までの17日間といたしたいと思いま

す。これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１２月４日から２０日までの１７日間と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第３、諸報告に入ります。

大阪広域水道企業団議会の関口議員から、企業団議会定例会の経過報告がごさいます。

関口議員。

○関口議員 １１月１６日、国民会館におきまして平成３０年第３回大阪広域水道企業団議会１１月定例会が開会されましたので、御報告いたします。

出席者は、企業長の竹山修身堺市長を初め、説明者として事業部、管理部長など１１名、そのほか関係者が出席し、議会議員は３３名中３１名出席のもと会議が行われました。

企業長提出議案２件、平成２９年度企業団水道事業会計剰余処分の件、平成２９年度水道企業団工業用水道事業会計剰余処分の件については、原案どおり可決されました。

また、報告４件のうち、平成２９年度企業団水道事業会計決算報告の件と平成２９年度広域水道事業工業用水道事業会計決算報告の件については認定され、議決不要の２件、平成２９年度決算に基づく資金不足比率報告の件と債権放棄報告の件について、それぞれ報告がありました。

また、一般質問については、高石市の出川議員と私の２人が行いました。いずれも企業団議会議員の定数について、１団体１議席を要望するという内容です。私の質問要旨について、この場をおかりして報告させていただきます。

村では、各議員にアンケートをいただき、あくまで１団体１議席というのが基本であり、一応定数３３名で賛同と回答しているところですが、それは統合団体に配慮がなされ、今後大きく変動することがあれば協議するということを前提としての改定でありました。しかし、１０月１０日に行われた全員協議会では、１団体１議席が基本という意見や３３の定数配分の変更の提案があるなど、統合団体になされていた配慮もなくなりかねない内容もあり、結論が出ませんでした。さらに、１１月６日の全員協議会では、企業長より議員定数について今後の対応を首長間で取りまとめた上で議会に改めて報告するという挨拶がありました。今回の質問は、こうした経過を踏まえて今後首長会議で協議されるに当たり、改めて１団体１議席を協議していただくことを強く要望する内容でござい

議案質疑、一般質問などの詳しい内容は、議事録などごらんいただければ幸いです。

以上、報告といたします。

○田中議長 続きまして、１１月１３、１４日に実施いたしました議員会派研修について、藤浦議員から研修報告をいただきます。

藤浦議員。

○藤浦議員 京丹後市が取り組むささえ合い交通について、去る１１月１３日、１４日の２日間、村会議員全員で研修を実施しましたので報告します。

京丹後市は、日本海に面し豊かな自然、農産物、工芸品を有する天橋立、城崎温泉という観光地のはざまにある市で、京丹後市は平成１６年４月に丹後町、峰山町など６町が合併して誕生した市です。面積は、京丹後市全域で５０１平方キロメートル、中で丹後町は６５平方キロメートルで、対比は丹後町１３％の面積を有しております。

人口は、合併時、京丹後市６万５，８２２人、丹後町７，０７０人、現在、京丹後市５万５，８６９人、丹後町５，２４２人で、ほぼ丹後町は我が村と同一人口であります。合併時より京丹後市も少子・高齢化が見えます。

次に、６５歳以上の高齢化率は京丹後市が１万９，５５２人、３５．３％、丹後町で２，１７４人、４１．５％であり、全域過疎地域にされているところです。

次に、ささえ合い交通について。

京丹後市の取り組むささえ合い交通は、低運賃での市の活性化を目指すために、どこまで乗っても２００円で、うち子どもは半額を取り組み、これまで４３万人が利用し、今では住民はありがたいと評価しております。この誕生まで、既存鉄道会社、バス会社などとの葛藤の中で、住民８，０００人にアンケート行い、その結果は、２００円なら利用するという回答でした。また、丹海バスは値下げは受け入れられないと拒否反応を示し、約１年半の話し合いの中で少しずつ双方歩み寄ることになりました。両者は、失敗は許されないと決死の覚悟で、平成１８年から結局開始することになりました。

この結果、利用する女子校生等が感謝の気持ちで、卒業時には運転手さんに花束を贈呈するなど、徐々にバスが好きになったとのこと。そして、地域住民との深いきずなが生まれたとのこと。

次に、丹後町では新しい交通サービスとして、スマートフォンでウーバーを利用し、マイカーを使った交通空白地域を有償で運送する取り組みを行っております。これは、ＮＰＯ法人独自で運行しているもので、市などから一切の援助はないとのこと。

ウーバーとは、アメリカ生まれで、待機中のドライバーに連絡し、一番近くにいるドライバー、このドライバーは１８人が登録をしております。ドライバーを配車してくれると

いうサービスで、もちろんスマートフォンを住民に貸し出しています。この取り組みは、全くのボランティア活動であり、道路運送法４９条２項で送迎は認められないというもので、運賃収入２，０００円までは無料、の７割を納めているとのことでした。

次に、京丹後市が取り組む有害鳥獣対策ですが、あくまで有害駆除を目的とし営利目的ではないとのこと。被害はイノシシ、鹿、猿、熊などさまざまで、平成２９年の被害は約３，２２４万円であり、しかしこれは年々減少している傾向にあり、駆除の成果が出ているとのこと。また、平成２９年度の捕獲数はイノシシ１，４２６頭、鹿３，３１９頭、猿４匹で、これは捕獲班も入りますが、猟友会は平成２９年で班員数１５２人、うち猟銃４６人、うちわなが１０６人で、市では猟銃免許取得援助、猟銃所持許可・更新手数料補助、埋設処分支援などの支援を行っております。また、処理頭数及び精肉生産所での運営経費は、平成２９年で収入３２８万円に対して支出が１，１４３万円で、野生肉の流通は簡単なものではないと実感しました。

以上、報告します。

○田中議長　続きまして、１１月２８日に実施いたしました議員全員研修について、山形議員から研修報告をいただきます。

山形議員。

○山形議員　湯浅町議員視察研修報告をさせていただきます。

現在、本村新庁舎の建てかえに向けて検討を進めている中、去る１１月２１日水曜、議員７名、事務局２名で和歌山県湯浅町役場へ庁舎の活用状況について視察研修を行いました。

湯浅町は、ホールを議会の議場とし利用されているほか、町民の皆様のコミュニティ活動の場とし、また災害時の避難所として活用されており、その活用状況を学びに伺いました。当日は、副町長、議会から議長の歓迎挨拶を受けた後、担当課長と係長より新庁舎建てかえ及び移転について経緯を聞き、調査事項の質疑応答に入りました。事前質疑の内容を今から報告いたします。

議会開催、閉会時の運用、活動状況について、定例会は年４回、臨時会はことし２回、閉会中の利用は３０年度１１月現在で一般利用２件、庁内各課での利用は３８件でありました。

次に、利用目的に合わせた準備の時間と労力については、議会開催準備として机、座席等の設置、設備等の確認作業を毎回１０名程度で行い、約１時間程度かかる。閉会後の片づけも１０名で１時間。平常時は、移動式観覧席やステージも収納した状況に一般貸し出して観覧席やステージを利用する場合、総務広報課の職員二、三名で３０分で準備する。



町主催の行事の際は、担当課職員で会場設営を含め全てを任せている。

次に、多目的に利用されてよかったこと、悪かったことは、よかった点は老朽化していた中央公民館の代替えとし、講演会、健康診断、選挙の開票事務など、多くの町民主体の行事を庁舎内で行うことができる。悪かった点は、議会開催時期とのスケジュール調整や議場として利用する際の準備が大変なこと。

次に、庁舎設計で住民サービスに対し配慮、工夫については、自動車で来庁しやすいように駐車場を広く、高齢者、障害者の方々にエレベーターや障害者用の駐車場などバリアフリー化にも配慮した。1階には、住民が利用する機会の多い窓口業務を配置し、カウンターやサイン表示を行った。

次に、被害に強いまちづくりを目指され、庁舎を災害の拠点としている工夫については、議場は最大400名が収容できる避難所、2階には災害対策室を設置している。

次に、庁舎建設後3年経過しているが、住民の反応については、駅周辺の住民から、郊外への移転となったことで住民からの不満の声も。そこで、駅前観光案内所の一部を改装し連絡所とし、住民票、所得証明書など一部証明書の発行、駅から病院までの循環バスの停留所に役場庁舎を加えたことから不満の声も最近少なくなっている。

以上が事前質問の内容と答弁でございました。

これで報告させていただきます。終わります。

○田中議長 以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第77号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第77号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。委員の定員は3名で任期は3年、3名の委員のうち、今回、仲谷依之委員には平成30年12月25日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

仲谷氏は税理士をされており、税務行政に対しまして豊富な識見をお持ちであり人格高潔なお方でございます。そのようなことから、私といたしましては、仲谷依之氏が固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると考えますので、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

なお、同意いただければ、任期は平成30年12月26日から平成33年12月25日までの3年間でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第77号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第77号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第77号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本件に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第78号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第78号は、千早赤阪村税特別措置条例の改正についてでございます。

本議案は、地域再生法の一部を改正する法律の施行により、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る改正が行われることから、所要の改正を行います。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 78 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 6、議案第 79 号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 79 号は、千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてでございます。

本議案は国民健康保険料率の府内統一化に向け、保険料の納付回数の変更及び保険料本算定月を府内統一基準とするため、改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 79 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 7、議案第 80 号千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 80 号は、千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてでございます。

本議案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、関係機関と連携を図りながら、いじめの防止に対処していくための組織を設置するものでございます。また、附則において関連する千早赤阪村報酬及び費用弁償条例及び千早赤阪村附属機関に関する条例の一部改正もあわせて行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第80号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第81号控訴の提起についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第81号は、控訴の提起についてでございます。

本議案は、森屋ちびっこ広場に係る損害補償請求事件の判決について控訴するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第81号控訴の提起について御説明を申し上げます。

本件は、ただいま村長が申し上げましたとおり、平成30年11月21日に大阪地方裁判所堺支部より森屋ちびっこ広場における損害賠償請求事件の判決が言い渡されました。これを受けまして、控訴人、敗訴部分について不服といたしまして控訴を提起するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、第一審事件、いわゆるこの事件の概要でございますけれども、平成22年から森屋ちびっこ広場の賃貸借契約の終了の協議を村と土地所有者において開始をいたしました。が、当時の契約書の第7条の記載にある土地返還時の原状回復について、土地所有者と村との考えに隔たりがあり協議が調わなかったものでございます。

平成28年11月に村から賃貸借契約の解除を申し入れを通知いたしまして、平成29年3月に土地所有者と協議の上、当該土地における構築物の撤去を行いました。が、土地返還時における原状回復については、原状回復義務が履行されておらず、損害を負っているとして、平成29年11月に大阪地方裁判所堺支部に金612万3,600円や損害遅延金、訴訟費用の損害賠償を求め、村を被告として訴訟が提起されたものでございます。

控訴の当事者は、控訴人、千早赤阪村、代表者、千早赤阪村長松本昌親。被控訴人は、千早赤阪村在住者1名でございます。

第一審判決の要旨につきまして、1番としまして、被告は原告に対し424万5,77

2円及びこれに対する平成29年11月7日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

2としまして、原告のその余の請求を棄却する。

3、訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の負担とし、その2を被告の負担とする。

4としまして、この判決は第1号に限り、仮に執行することができる、とされております。

この裁判所の判断といたしましては、土地の賃借人は賃貸借契約が終了した場合、特約の存在がない限り、その土地を賃貸借開始時の原状に回復して賃貸人に返還する義務を負うと解されるが、本件契約には特約条項があるので、原状回復義務は本件特約条項の解釈によることであるということでございます。特約条項には、原形復旧という表題のもとで、村が設置した構造物を撤去することが定められておりますが、バラスや盛り土がこれに該当するかどうかは一義的に明確とは言えない。しかし、もともとミカン畑であり、契約書の文言からすると、バラスや盛り土を取り除いた上で返還すると解するのが自然であること。構築物となっている契約書の文言については、当時どのような経緯で定められたかは示す証拠もなく、構築物にバラスや盛り土が含まれ、構築物に準じて村が撤去義務を負うと解することは可能であること。当時の健康福祉課長も、本件特約条項の内容や構築物の定義を踏まえた上で、バラスと盛り土の撤去は特約条項に含まれると解して、土地所有者へ書面を渡しており、当事者間の共通認識であったと言えることなどが記載されておりました。

他方で、構築物を撤去して返還するという特約条項が、農耕地として整備することが当然に伴うと解することは困難との判断もあり、以上のことから村はバラスと盛り土の撤去をすべきであったところをこれを行っていないため、土地所有者にその限度で債務不履行責任を負うことになるかとされておるところでございます。

以上が今回の判決に至る裁判所の判断でございます。

村としましては、9月議会における和解についての議決を重く受けとめまして控訴を提起するものでございます。

控訴の趣旨でございますが、1としまして、原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。2としまして、被控訴人の請求を棄却する。3、控訴費用は第一審、第二審とも被控訴人の負担とする、とするものでございます。

控訴をする理由につきましては、判決について控訴人敗訴部分について不服であるため、大阪地方裁判所へ控訴をするものでございます。今回の判決においては、契約書における構築物にバラスや盛り土が含まれ、構築物に準じて村が撤去義務を負うと解すること

は可能であるとの判断が示されました。しかしながら、村としましてはあくまで本件契約上の構築物はトイレや遊具などを指していると考えております。その根拠としましては、最高裁昭和29年1月21日第一小法廷判決・裁判集民事12号159号において、土地の賃借人は、特約の存在しない限りは賃貸借開始時の原状に回復して賃貸人へ返還する義務を負うと解されていることから、契約書に特約条項が設定されている当該契約においても、バラスや盛り土も含むその全てが構築物には当たらないと考えております。

以上により、村は原状回復義務は既に果たしているとしまして、今回の判決については疑義があるものでございます。

つきましては、特段の事実関係を新たに争うわけではなく、契約で交わした構築物の範囲について法の解釈を上級審において再度判断いただくよう求めるものでございます。

本件の説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 1点お伺いさせていただきたいんですけれども、これまで第一審において要した裁判費用並びに控訴した場合に発生すると考えられる費用は大体どれほどのものでしょうか。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、これまでの経費でございますけれども、まずは調停に係ります経費といたしまして、弁護士報酬で11万1,103円でございます。第一審の着手金といたしまして16万2,000円となっております。今回の控訴に当たりましては、着手金といたしまして10万8,000円。あと弁護士報酬でございますけれども、これにつきましては裁判結果の内容にもよるということでございますが、基準といたしまして標準の報酬といたしましては、経済的利益の10%プラス18万円となっております。今回の経済的利益といたしましては、四百二十数万円の今の判決が出ておりますので、それをもとにいたしますと、約65万2,000円が弁護士報酬の一応基調となるということでございます。それ以外に、控訴の手續といたしまして約5万4,000円がかかってくるということでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 よくわかりました。ありがとうございます。

ほかに、今回の一件ではこの特約条項の構築物に盛り土とかバラスが含まれるかどうか

というところから主要な論点であったわけですが、今回盛り土、バラスが構築物に含まれないと考える十分かつ合理的かつ客観的な根拠というものはあるのでしょうか。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 この構築物におけるバラスや盛り土の含む明確な根拠でございますが、これにつきましては各種法令等におきまして明確な定義が具体的にはございません。例えば、その中で1つございますのが、所得税法などでいわゆる減価償却等を考える際に、明確にその建物であったりとか財産の部分を定義する部分は、構築物という文言を用いて定義されておるものでございますが、そこには当然ながら具体的にバラスや盛り土などの当然言葉はございませんでして、土木設備であったりとかいわゆる舗装部分であったりとか、そういう部分の定義はございますが、実際にその裁判所からの判決文の中にもバラスや盛り土を取り除いた上で返還することが自然であるなど、また契約書の中では、一義的にそれがバラスや盛り土が構築物に含まれるとは一義的に言えないなどの表現がございまして、明確な法的な根拠というものが具体的には、ここで言う契約書上の構築物の判断と言える具体的な法的な根拠はなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 バラスや盛り土が構築物に含まれるかどうか、なかなか明確な根拠というのが難しいということなんですけども、であればやはり一審と同様の判決となる可能性というのが十分高いのではないかというふうに危惧するんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 先ほどの説明でも申し上げたんですけども、一審では一義的にバラス、盛り土が該当するかどうかということは明確に言えない。裁判所としても、入るということは明言してないんですよ。ただ、諸般のいろんな事情を鑑みて今回のケースについては入ると、こういう判断ですよ。課長も申し上げたように、民民の関係で入るか入らないかということを具体的に明記したものはないわけですが、恐らく裁判所の判断からすれば、個別ケースに応じて社会通念上どう考えるかと、こういうことだと思います。

例えば、国税庁が出してる減価償却資産の耐用年数表というのがありますけど、だからこれがぴったりとは言いませんよ。ぴったりとは言いませんが、一つの参考として見れるのかなと。そこに構築物という定義があります。その中で、運動場、遊園地または学校、そういう区分があるんですけど、それを見るとネット設備とか、児童用のものについては

滑り台、ブランコ、ジャングルジム、その他の遊戯用のもの。その他のものってあるんです。その他というのがそれ以外の何を指してるのかというのはよくわからないですけども、恐らく定義として構築物ということですから、何か形のあるものだろうというふうには思います。これは国税庁が出してるやつですよ。もう一つは、国交省が出してる補助金の交付規則というのがありますが、その中で構築物という定義があって、例えば遊戯施設だと、主として金属製のもの、主として木製のもの、こういう定義がなされてます。運動施設だと、構築物というのは、例えば水泳プール、プール用原動機、スタンド、その他鉄骨鉄筋コンクリート製のもの、あるいは野球場、陸上競技場、その他スポーツ場の排水その他の土工施設、主として木造のもの、こういうことなんです。

だから、今回の契約に必ずしも当てはまるとは思わないですけども、そういう国税庁とかあるいは国交省が出してる工作物の定義の中に、バラス、盛り土の類いというのは一切読み込めないんじゃないかと。あくまで形のあるいわゆる有形の構造物ということが、一般的には構築物というふうに言われてるんだらうなというように思っておりますので、今回の判決についても、我々としてはそういう観点に立って、バラス、盛り土については構築物には含まれないということで、判決は疑義があるということで控訴をさせていただくということです。

○田中議長 田村議員、いいですか。

○田村議員 わかりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 9月の議会で、400万円の和解案が示されまして、私たちはその和解案を否決したわけですが、それを受けて今回裁判所より判決が下されましたけれども、この判決について村はどのように評価されているのか。当初諸費用は六百十数万円要するという中で、今回四百十何万円の判決が出ましたけれども、この判決の評価について村はどのように評価されているのか、お願いいたします。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 この判決につきましては、いわゆる当初六百万円何がしかの別に10万の損害賠償費用というのが提起されたわけでございますけども、判決では当時、原告はいわゆる農地に戻すようにということでいわゆる控訴を提起されたわけでございます。しかしながら、いわゆる過去の判例からすれば、特約条項がなければ当然原形復旧という意味では、賃貸借がされる前の状態に戻すという判例があるものの、契約書の中に構築物を取り除いてという特約条項が含まれるので、農地までには戻すということにはならない

でしょうという判決でございました。ですので、この612万3,600円のうちのいわゆるバラスの撤去費用のみがいわゆる原告に対しての損害であるよという判断で、一部村としては主張は認めていただいているという形になります。いわゆる全面的に村の主張が通らなかったというわけではございません。この契約では、当然農地まで戻すということにはならないという判断は一定裁判所はしていただいております。しかしながら、先ほどからも申し上げてますように、いわゆる構築物の判断については、やはり今回の判決には副村長申しましたように疑義があるということでございますので、村としまして当然ながら、前回の議会の議決の判断を重く受けまして、今回控訴させていただくというものでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 村の主張も一部裁判所としては認めているというふうに、そういう判決であったと私もそういうように思います。今回の判決が、前回の訴訟、和解案の400万円より少しでも下回るのであれば、いろいろと訴訟までするまでもなく、判決がもう少し金額が下回れば受けてもいいかなとは思ってたんですけれども、逆にそうではなくて、和解金よりも上回っていると。一部村の主張は認められたものの、和解案よりは上回っているということであるので、私はこの村の今回の訴訟については認めるべきかなというふうにも思っております。

その上で、今回11月二十何日に判決が出まして、きょうの本会議で採決するという事になったその根拠ですね、きょう判断を私としても判断を出さないといけないというその根拠を教えてください。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 この控訴でございますが、本来であれば本会議のほうでお諮りいたすべきものでございますけれども、本日お願いしたのは、判決文が平成30年11月21日に判決が言い渡されまして、送達されました。これにつきましては、控訴を行う場合は民事訴訟法におきましては、控訴は判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に提起しなければならないということで、具体的に定義されておりまして、本日、今回議決をいただきましたら、すぐさま控訴状を大阪地方裁判所堺支部に提示する予定でございます。期間の関係がございまして、法律で2週間以内という定義がございまして、それにあわせるため本日御審議をお願いした次第でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 1 号につきましては、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第 8 1 号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

田村議員。

○田村議員 私は、ただいま議題として提案されました議案第 8 1 号控訴の提起についてに関しまして、反対の立場から討論させていただきます。

本件は、森屋ちびっこ広場賃貸借契約終了の協議において、契約書第 7 条に記載の土地返還時における原状回復義務の範囲について、土地所有者と本村との考えに隔たりがあることから発生した訴訟議案でございます。

当該契約書第 7 条には、特約条項として構築物の撤去との文言が記載されておりますが、盛り土やバラスがこの構築物に該当するか否かが本件の争点でございました。第一審において、バラスや盛り土が構築物に該当するかは、一義的に明確とまでは言えないものの、もともとミカン畑であったことを考慮すれば、バラスや盛り土を取り除いた上で返還すると解するのが自然であり、またバラスや盛り土が構築物に含まれないとする明確な記載もないことから、構築物にバラスや盛り土が含まれ、村が撤去義務を負うと解釈することは可能であるとの判断が裁判所より示されました。

その一方で、契約書に特約条項が存在することから、本村が負うべき義務は構築物の撤去に限定され、原告側が主張するような耕作地としての整備は認められませんでした。したがって、第一審の判決においては本件の主張も一定程度認められたというべきであります。

控訴理由によれば、構築物とはトイレや遊具を指すと村は考えているようですが、そのような解釈を合理的に補強する明確な根拠を新たに提示できない限り、第二審に

においても第一審と同様の判断がなされる公算が非常に高いと考えるべきだと思います。それどころか、第一審で部分的に認められた本村の主張が一転認められなくなるという可能性すらあり得るでしょう。

まず第1に、第一審判決において本村の主張も一定認められていること。

第2に、第一審の判決を覆すに至る十分な根拠に乏しいこと。

第3に、控訴に伴い新たな財政的負担、人的負担が発生すること。

以上を鑑みれば、第一審における裁判所の判断を尊重することが本村にとってより有益な判断となると私には思われます。

以上の論拠によりまして、私は本議案に反対するものであります。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

関口議員。

○関口議員 第81号議案控訴の提起について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、9月議会に和解案が示されましたが、議会としてはこの和解を受けないと結論を出しました。判決が和解金よりも下回ることもなく、これ以上税金を投入することは認められないと考えます。その理由は、この土地が使用されなくなって以降、平成22年より契約解除につき協議を重ねてきましたが、折り合わず、平成28年度分まで賃借料として毎年15万6,061円支払い、対応をしてきました。契約書の第7条原形復旧では、契約期間が満了した場合は、速やかに賃貸借物件を乙が設置した構築物を撤去して甲に返還しなければならないと明記しており、村はブランコなどの遊具、トイレ、ブロック塀等を撤去しており、原形復旧の義務を果たしていると考えます。これまでの訴訟のやりとりは書面での協議で、現地を確認されての判決ではありません。地元の住民としては、使用されなくなってから相当期間経過しているにもかかわらず、賃貸料を支払っている以上、村は誠実に対応しており、損害を与えているとは思っていないというのが実感だと思います。所有者の主張が、現地の実情からかけ離れていると思います。造成した土地を35年前のミカン畑に戻すには、土地改良に加えて相当の期間が必要で、困難であることは明らかです。造成工事まで原形復旧の範囲に入れることは、過大で不可能に近い負担を村に強いるもので、身勝手過ぎるものではないかと考えます。

以上の理由で、控訴の提起については賛成するものであります。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成４名 反対２名)

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第９、議案第８２号平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第８２号は、平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ２，０３０万９，０００円を追加いたしまして、予算総額を３９億２，７６４万６，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、千早赤阪元気健康子育てフェスティバル事業や被災農業者向け経済育成支援補助事業、ＰＢＸ機器設置工事などの経費を補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第８２号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１０、議案第８３号平成３０年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第８３号は、平成３０年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）でございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ３７万３，０００円を追加いたしまして、予算総額を９億１，４０４万円とするものでございます。

内容でございますが、基盤安定繰入金及び財政安定化支援繰入金の決定による財源更正や電算システム入れかえによる印刷製本機の増額補正をするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 83 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 11、議案第 84 号平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 84 号は、平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

本議案につきましては、歳入歳出それぞれ 3 万 8, 000 円を追加いたしまして、予算総額を 6 億 7, 729 万 3, 000 円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成 30 年度実績見込みによる介護予防サービス給付費から居宅介護サービス給付費への組み替えとその財源更正、燃料費の増額などの補正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 84 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 12、議案第 85 号平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 85 号は、平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ 378 万 3, 000 円を追加いたしまして、予算総額を 1

億1,634万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、広域連合納付金の追加によるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第85号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第86号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第86号は、平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加いたしまして、予算総額を2億4,035万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、下水道総務費及び下水道建設費の職員手当12万5,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金で充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由及び説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第86号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

なお、議員の皆様におかれましては、この後2階第1会議室にお集まりいただきますようよろしくお願いをいたします。

どうも皆さん御苦労さまでございました。

午前 11 時 08 分 散会

平成30年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成30年12月20日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1 番 田 中 博 治

2 番 関 口 ほづみ

3 番 井 上 浩 一

4 番 田 村 陽

5 番 千 福 清 英

6 番 藤 浦 稔

7 番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人 事 財 政 課 長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室新庁舎・  
大規模改修担当課長 幸 雄 一

会計管理者兼  
総務課長 中 野 光 二

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健 康 福 祉 課  
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

施設整備課参事 増 田 浩 志

施設整備課理事  
兼災害復旧室長 城 和 男

理 事 志 摩 暁

理 事 藤 本 佳 奈

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 薦 亜紀朗

7. 議事日程

日程第 1 議案第78号 千早赤阪村税特別措置条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第79号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第80号 千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について（委員長報告）



- 日程第 4 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）  
（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 8 7 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 日程第 1 0 議案第 8 8 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 1 1 議案第 8 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 1 2 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 1 3 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 9 3 号 森林防災事業に関する意見書について
- 日程第 1 6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 7 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 8 一般質問

午前１０時００分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第４回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 日程第１、議案第７８号から日程第８、議案第８６号までの８議案につきましては、１２月４日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第１、議案第７８号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてから日程第８、議案第８６号平成３０年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第１号）の８議案を一括議題といたします。

まず、議案第７８号千早赤阪村税特別措置条例の改正について、議案第７９号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、議案第８２号平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）の総務民生所管分、議案第８３号平成３０年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第８４号平成３０年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第８５号平成３０年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の６議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る１２月４日の本会議において付託を受けました議案６件の審査を行うため、１２月７日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名全員の出席のもと開催いたしました。

初めに、議案第７８号千早赤阪村税特別措置条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、改正により新たに加えられた準地方活力向上地域について、対象地域は近畿圏中心部及び中部圏中心部で、大阪府内では大阪市、堺市、守口市及び東大阪市の区域の一部であること、村については地方活力向上地域に指定されており、対象地域は森

屋、水分、桐山、二河原邊、川野辺地区の5地区とのことでした。この条例による税の影響は、対象企業はとの問いに、東京都や都心部から移転した企業等に対し、村の固定資産税の不均一課税を適用することで、村として企業誘致を推進する上で有効な税の優遇措置を図ることができるもの。3年間の税の優遇措置により減収になるものの、それ以降固定資産税の納税が見込まれる。村では、現在対象となる企業はないとのことでした。この条例を周知することで企業誘致ができれば、勤労機会がふえることにつながる。ホームページ等で企業へのメリットをアピールしてはどうかとの問いに、制度について周知を図っていきたいとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第78号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第79号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、府内統一化の時期と他府県での保険料統一化に向けての状況はとの問いに、平成30年7月1日保険料府下統一することを進めたところが、なかなかまとまらないということであり、激変緩和期間を5年設けるということで、平成36年4月1日に統一するという方向で進んでいる。30年の折には、奈良県、広島県が統一保険料を目指すということで進んでいたが、かなわなかったという現状があり、統一するという都道府県も聞いているが、はっきりしたところはわからないとのことでした。議員からは、都道府県化によって保険料を統一化される議論がいろいろある中、やむなく大阪府も激変緩和で、何年間で市町村によって決めることで、激変緩和の交付金を使いながら保険料の負担がこれ以上ならないよう努力していきたいという要望がありました。村の今後の動きと方針はとの問いに、村の保険料は現在府下統一保険料より低い金額になっている。給付は増加傾向で、保険収入も減っていく見込みで、基金も5年後にはかなり減る試算になっている。今後の保険料については、国保運営協議会の意見をいただきながら設定していきたいとのことでした。説明の中で、被保険者の負担の軽減はとの問いに、本算定を6月に行い、納付回数をふやすことで負担の軽減ができるとのことでした。今回の改正の周知の方法は、村のホームページや広報で周知する。個別通知についても検討していきたいとのことでした。国では、将来保険料の上限を変更するという方針を決めたようだが、対象者は何人かとの問いに、約2%程度と見込んでいる。限度額を3万円引き上げることで、年間所得は幾ら以上の人が対象になるのかとの問いに、年間所得880万円以上であり、限度額を変えらなければ条例改正が必要となるとのことでした。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく、議案第86号は本会議において原案どおり可決

するものと決しました。

次に、議案第 82 号平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）の総務民生所管分について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、保健衛生事務費の子育てフェスティバルの内容は、大阪府市町村振興協会事業として、村民皆様が元気に健康に関心を持っていただき、楽しく子育てができるため実施するもので、清水健氏の講演会等、学校給食の試食、役場からの情報発信等を考えている。雑入の町村振興協会事業補助金 200 万円のうち 120 万円を充てるとのこと。予備費の機械器具使用料は、2 月からクラウド化により発生する機器リース料の精算分、不課税徴収費 100 万円の印刷製本についてもクラウド化に伴う変更部分、クラウド化による国費の補正はとの問いに、1 団体 1,000 万円の補助金をいただいているとのことでした。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく、議案第 82 号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 83 号平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、審査の結果を報告いたします。

慎重審査の結果、全員異議なく、議案第 83 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 84 号平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、居宅介護サービス給付費金の減額に、主に科目構成、今回の介護予防サービス給付費が不足をしている。この主な原因は、特別入所者、生活保護部分、比較的軽い方が軽費老人ホームに入所されたものによるものとのことでした。

慎重審査の結果、全員異議なく、議案第 84 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 85 号平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、審査の結果を報告いたします。

後期高齢者の収納率は毎年 100%と聞いているが、状況はとの問いに、11 月現在で 63.11%、今後 100%を目指し収納に取り組んでいきたいとのことでした。

慎重審査の結果、全員異議なく、議案第 85 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続きまして、議案第80号千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、議案第82号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の文教建設所管分、議案第86号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る12月4日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、11日午前10時から、清水副村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

議案第80号千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、について審査の結果を報告いたします。

審議におきましては、本村のいじめの件数、具体的な内容についての問いがありました。29年度の調査では両小学校で365件、中学校で59件、計424件、冷やかしかからかい、嫌なことを言われて本人が傷ついたり嫌だと思ったこと、軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたなど、本人が嫌な思いをしていた場合は件数と数えて認知しているとのことでした。教育委員会、学校としての対処はという問いに対しても、気になることがあれば、学校は積極的に対応している。また、小学校において毎月1回定期的に子どもたちにアンケートをとっている。生活習慣的な質問も含めて、友達関係や自分の心理状態について記述式で行っている。その結果を校内で共有したり、継続して気になるケースがあれば聞き取りしたりしている。認知のきっかけは、子どもからの相談であったり、教師自身が気がついて確認するという丁寧な対応をしている。保護者から相談があつて対応しているケースもある。気になるケースについては、管理職も入って状況把握や校長中心に指導が行われている。不登校件数は、小・中合わせて人数は一桁以内、昨年度から比べたら今年度は減っているが、少ない数なので増減の分析は控えさせていただくということでございました。いじめの件数には、昨年度小学校では全国で31万1,322件、大阪府下でも2万2,638件、件数がふえることが問題なのではなく、事象がどんなものなのか丁寧に見取り、きちんと解決あるいは悪化に向かない指導対応ができているかが大事である。28年度から29年度にかけて、いじめの認知件数が3割増、30万件から4

0 万件と 10 万件ふえている。日本全体でいじめが激増しているのかという問いに対して、別の理由で上がっているのか、こうした問いについても大きな出来事として捉えるいじめだけではなく、本人が嫌な思いをしていることを丁寧に見取ることが大事。重篤ないじめ、特にその結果が不幸なことに自死のような悲しい大きな事件が起こったので、大きなことに至るまでに小さな芽を丁寧に見取って、必要な指導をより早く行うことで、積極的な認知を進めるよう、国を通して学校現場で指導を受けている。村としても、28 年度ぐらいから丁寧な見取りに変わってきた。

次に、比較的網を広げた結果、深刻な事例、深刻に近い事例を拾い上げ、洗い出しは行われているのかという問いに、どこからが深刻かの基準は難しいが、学校自身が積極的に件数をカウントしながら認知していくという姿勢は、子どもや保護者に伝わっているもので、相談しやすい体制、雰囲気づくりにつながっている。大きなことにつながっていきそうなことも、早い段階で学校として組織的に把握できていると認識している。

いじめ防止対策推進法が平成 25 年成立した。他の自治体では、平成 28 年度ぐらいに委員会等を設置したりしているが、村が今回設置するに至った理由はとの問いに、各学校でいじめ防止方針は策定している。市町村でも方針を策定することが望ましい。努力義務として決まっていたが、委員会の設置など、仕組みを整えるのに時間をかけて準備を進めており、整ったので、この機会の策定になった。近隣では、河南町が本年 6 月、太子町は本年 3 月に条例を制定している。専門委員会は、重大な事態が発生したときに教育委員会の諮問を受けて組織するもの、重大事態の定義は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定されている。連絡協議会委員は 15 人以内、専門委員会は 5 人以内で、心理福祉士または教育等に関する専門的な知識、経験を有する者と考えているとのことでございました。

教育委員といじめの委員会の関係は、村ではいじめ防止基本方針を教育委員会で審議いただき、方針を定めている。その方針に基づく形で連絡協議会等を組織して対応していくこととしているとのことでありました。

さらに、まず学校でいじめ問題が起こったときには、特に重大なことが起こった場合、学校で生徒に事情を聞いたり調査し、教育委員会に報告が入る。学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合は、教育委員会の諮問により専門委員会で調査を行うことになる。ここでは、詳しい生徒の聴取、説明を受けることもあろうが、専門委員会では学校からの詳しい調査の報告、教育委員会からの話を含めた上での話し合いで、直接生徒から詳しい情報を得るのは再調査委員会の役目であるということでした。

今まで四百数十件の事案の中で、教育委員会まで来る事例は実際にはない。委員会の設置

を条例化しておくことにより、もし重大事態につながるようなことが起きた場合、迅速に対応できるための条例制定であるということでもあります。過去に重大事態がなかったから今後もないとは限らないので、あらかじめ設置したいということでもあります。

インターネットで書き込まれて中傷されたという記事があるが、教育委員会としてはどういう対応をとるのかという問いに、インターネットによるいじめもふえつつある。村でも全くないことはない。村の学校では、原則携帯の持ち込みは禁止している。ただ、学校には持ってこないが家庭では自由なわけで、SNS等完全にとめることはできない。学校では、そのようなものを通じていじめにつながることはしないようにという指導しかできない限界がある。全くとめられるかという、非常に難しい、などといった質疑、審議が行われた後、全員異議なく、議案第80号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の文教建設所管分について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、被災農業者向け経営体育成支援補助金は、主にビニールハウスの再建費用で、見込み件数は5件、1件当たり6から70万円。本申請は1月中旬以降で、対象者は被災証明を出された方への確認とホームページで周知を図り、把握していくとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第82号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第86号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についても、慎重審議の結果、全員異議なく、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

これより議案第78号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



これより議案第８２号平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８３号平成３０年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８４号平成３０年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８５号平成３０年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８６号平成３０年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第９、議案第８７号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから議事日程第１１、議案第８９号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての３議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 87 号から議案第 89 号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する条例の改正並びに一般職の職員の給与に関する条例の改正について、相関連しますので一括提案するものでございます。

本議案は、平成 30 年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことに伴い、議会議員及び特別職の職員の期末手当並びに一般職の職員の給料や手当についての改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第 87 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、議案第 88 号特別職の職員の給与に関する条例、議案第 89 号一般職の職員の給与に関する条例の 3 議案につきましては相関連いたしますので、一括して御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成 30 年 8 月 10 日付で人事院から職員給与の改定に関する勧告があり、国におきましても勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されました。本村も国の改正に準じまして、今回改正するものでございます。

それでは、まず初めに、お手元にきょうちょっと配付させてもうてます平成 30 年人事院勧告給与勧告の概要により、今回の改定点の概略を御説明させていただきます。資料のほうをごらんください。

まず、1、給料表の改定でございますが、行政職給料表につきましては民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を 1,500 円引き上げております。それに伴いまして、若年層につきましても 1,000 円から 1,500 円程度の引き上げ、その他の職員につきましては 400 円の引き上げを基本に改定されておりました、平均改定率は 0.2%となっております。

続きまして、2、期末勤勉手当でございますが、民間の支給状況を反映しまして、支給月数を 0.5 月分引き上げ、4.4 月分を 4.45 月分に改定され、改定された分につきましては勤務実績に応じた給与を推進するために、引き上げ分を勤勉手当のほうに配分し、平成 30 年度の 12 月の勤勉手当を引き上げ、0.95 月とし、平成 31 年度以降は 6 月と 12 月の勤勉手当を 0.025 引き上げ、0.925 月と改定されております。期末手当につきましては、平成 31 年度以降、支給月数を 6 月と 12 月で平準化し、それぞ

れ 1. 3 月に改定されております。参考としまして、条例での改正内容につきましては表のほうにしております。下線部の部分が改定箇所でございます、議会議員、特別職の期末手当につきましても、一般職の合計支給月数と同様に、0. 0 5 月分引き上げ 4. 4 月から 4. 4 5 月に改定しております。

それでは、条例の説明でございますが、議案第 8 7 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正につきまして御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第 1 条は、1 2 月に支給いたします期末手当を 1 0 0 分の 2 3 2. 5 に改正するものでございます。第 2 条につきましては、平成 3 1 年度以降の期末手当で 1 0 0 分の 2 2 2. 5 に改正するものでございます。

続きまして、議案第 8 8 号特別職の職員の給与に関する条例の改正につきまして御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

先ほどの議案第 8 7 号の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正と同様でございます、1 2 月に支給いたします期末手当を 1 0 0 分の 2 3 2. 5 に改正するものでございます。

次のページをごらんください。

3 1 年度以降の期末手当で、1 0 0 分の 2 2 2. 5 に改正するものでございます。

続きまして、議案第 8 9 号一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。

まず、1 ページの第 1 条関係につきましては、平成 3 0 年度の支給に関する改正でございます。対照表中、第 3 条の 3 は任期付職員の給与の特例の改正で、現在本村では建築職や幼稚園の教頭など、任期付職員の対象となっております。第 2 6 条は、人事院勧告による勤勉手当の改正でございます。

2 ページをお開きください。

別表第 1 につきましては、人事院勧告による給料表の改正をそれぞれ記述させていただきます。

続きまして、飛びまして 1 1 ページをお開きください。

1 1 ページでございますが、中ほどの第 2 条は平成 3 1 年度以降の支給に関する改正でございます。対照表中、第 2 5 条は人事院勧告による期末手当の改正でございます。

次のページをお開きください。

第 2 6 条は、人事院勧告による勤勉手当の改正でございます。

なお、附則としまして第 1 条で施行期日など、第 2 条は給料の内払いに関する規定で

ざいます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 人勧実施ということで、公務員と民間企業の給与水準を均衡化させるために、基本毎年行っているということですがけれども、それは何も言うつもりではないんですけれども、これと同時に来年度から、期末手当については夏、冬同率にするということも今回出てたと思うんですけれども、それは村だけのことなのか、これも人勧でこういうふうにしなさいというふうに出てるのか、お伺いします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 この件につきましても、一応人勧どおり村も実施させてもらうということで、人勧どおりでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 私も民間に勤めてました経験上、実感として夏よりも冬のほうが若干何千円、数千円多いということで、新しい年に向けての準備とかというものやろうなと思っておりました。今回そういうことになったというのは、民間においても、民間もそうやったと思うんですけれども、同率に実際払われているのかどうか。その辺把握されてたら、感覚でも結構ですけれども、お聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 申しわけございません。民間については、ちょっと全部把握できてませんので、答えるのは控えさせていただきます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 特に問題やというわけではありませんけれども、感想として言わせていただいたわけなんですけれども、やっぱり冬のほうが少し多いほうが、職員さんにおいてもいいのではないかなという感想です。

それで、これが決まりましたら、年内に補正でやられるということですが、これは後ほどの補正によるものですがけれども、至急職員さんに追加の分を支給される日程というのは、いつごろにされるのか、ちょっとお尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 きょうの議会が通りましてから計算のほうをさせてもらいまして、年内支給ということで、２７、２８日を現在考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今週終わりましたら連休が続きまして、もう２５日は既に火曜日で、職員さんも心待ちにされてることかと思いますので、できるだけ早く支給していただきますようお願いいたします。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第８７号から議案第８９号の３議案につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第８７号から議案第８９号の３議案につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第８７号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８８号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 88 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 89 号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 89 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 12、議案第 90 号平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 90 号は、平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 10 号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ 126 万 5,000 円を追加いたしまして、予算総額を 39 億 2,891 万 1,000 円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成 30 年人事院勧告に伴います人件費などを補正するもの

でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第90号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

予算書4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。追加となる事項名は施設維持工事で、期間平成31年度、限度額1,300万円でございます。この件の工事内容につきましては、施設整備課の増田参事より御説明申し上げます。

○田中議長 増田参事。

○増田施設整備課参事 第2表債務負担行為補正の中で、追加となる事項名は、小吹台団地東側調整池しゅんせつ工事で、平成30年台風24号による村道西峯学校線路肩及びげんき保育園園庭が被災したのり面崩壊箇所の下にある小吹台団地の東側調整池に崩壊土砂が流れ込み、調整池の貯留能力に支障を来しています。このまま放置すれば、貯留能力だけでなく配水機能にも支障を来すおそれがあり、今後の二次災害が懸念されることから、のり面崩壊箇所の応急工事に引き続き、調整池のしゅんせつ工事を行うものでございます。

また、応急工事の進捗状況につきましては、大型土のうによるのり面の保護対策も完了し、村道においては12月8日に通行どめを解除いたしました。

なお、本復旧工事に向け鋭意関係地権者との交渉を行っておりますが、いまだに成立せず、時間を要しており、本復旧工事のめどが立っていないのが実情でございます。今後も交渉が長期化する可能性があることから、現時点においては応急工事により実施したのり面の保護対策を現状のまま経過観察することになります。

引き続き、経過観察の状況を踏まえながら、効率的かつ有効的な手法により復旧に向けて努めてまいりたいと思います。

以上です。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 それでは、続きまして私のほうから御説明させていただきます。

第3表地方債補正でございます。変更となる起債事業につきましては、水道事業一般会計出資債で、地方債の限度額を4,740万円から390万円増額し、5,130万円とするものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。



歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出でございます。

１款議会費、１項議会費、補正額１２万４，０００円の増、全額一般財源で、議会運営費は人事院勧告に基づく議会議員の期末手当の支給率改定による増額補正でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額８万９，０００円の増、全額一般財源で、人事院勧告に基づく特別職の期末手当の支給率改定による増などでございます。

４目財産管理費、補正額３４万９，０００円の増、全額一般財源で、総務課管理の公用車の燃料費でございます。

３項戸籍住民基本台帳費、補正額５万円の増、全額一般財源で、人事院勧告に基づきます給与及び勤勉手当の改定による職員人件費の増額でございます。

これ以降の各項目の職員人件費の補正につきましても、人事院勧告に基づきます給与及び勤勉手当の改定に伴う補正でございますので、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、１０ページをお開きください。

１０ページ、２、歳入でございます。

１８款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金、補正額１２６万５，０００円の増でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第９０号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第９０号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第９０号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第91号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第91号は、平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ15万4,000円を減額補正いたしまして、予算総額を2億4,020万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動に伴う職員人件費15万4,000円を減額補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第91号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第91号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第91号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第92号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第92号は、平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第2号）についてございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加いたしまして、予算総額を8,096万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成30年度人事院勧告に従い人件費を増額するもので、その財源といたしまして観光事業費にロープウェイ営業収入の増1万7,000円を見込むものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 今回の歳出歳入に直接関連することではないんですけれども、先ほどの事業収入というところがメインに上がってますのでちょっとお聞きしたいんですけれども、ことし現状、信越索道メンテナンスさんに指定管理等をお願いしてるわけなんですけれども、ロープウェイの魅力づくりというところで本年何かロープウェイ利用客増のために、何か信越索道メンテナンスさんのほうで工夫、例えばイベントですとか、そういう工夫というのは何かされてるんでしょうか。その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 藤本理事。

○藤本理事 ことしイベント的にやるものとしては、冬山登山に向けてちはや園地の上のほうで人工降雪機の設置を考えています。

以上です。

○田中議長 田村議員、どうですか。いいですか。

○田村議員 わかりました。ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第92号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第92号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第92号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第93号森林防災事業に関する意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山形議員。

○山形議員 それでは、議案第93号森林防災事業に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。平成30年12月20日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員山形研介。賛成者、同じく千早赤阪村村会議員関口ほづみ。同じく井上浩一、同じく田村陽、同じく千福清英、同じく藤浦稔。

なお、提案理由は意見書案文の朗読をもってかえさせていただきます。

森林防災事業に関する意見書。

森林は、木材などの生産機能のみならず、土砂災害防止、地球温暖化防止、水源涵養、生物多様性保全など、多くの広域的機能を有しており、府民、村民の一人一人が森林からさまざまな恩恵を受けている。また、千早赤阪村の森林面積は大阪府南河内地区の森林面積 1 万 3, 0 0 0 ヘクタールのうち 3, 0 0 0 ヘクタールを占め、多くの府民が金剛山を訪れ、心の癒やしの場とし、登山によって健康を維持している。その一方で、府民、村民のライフスタイルや意識が変化し、林業を取り巻く状況が悪化の一途をたどっていることから、今日では森林の有する公益的機能が十分に発揮できていない状況である。

このような状況を鑑み、大阪府においては森林環境税を創設され、自然災害から暮らしを守る取り組みや健全な森林を次代につなぐ取り組みに尽力され、成果と上げつつあると高く評価しているところである。

しかし、昨年 1 0 月の台風 2 1 号、2 2 号、ことし 9 月の台風 2 1 号により、本村においては多数の倒木、土砂崩れ、のり面崩壊が発生したほか、森林面積の多い本村、近隣市町村でも多くの被害が生じていることから明らかなように、森林を有する防災機能には依然として大な課題が残されていると言わざるを得ない。

以上を踏まえ、大阪府においては林業の基盤となる道路や作業道の整備、森林整備や治山事業等の森林防災施策を総合的に展開していただいているが、平成 3 1 年森林環境税が期限を迎えることから、中・長期的な視点に立って平成 3 2 年以降の森林環境税の継続を要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日。
大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○田中議長 質疑に入ります前に、今氏名が 1 人間違えましたので、ここで訂正をいたします。井上浩一議員が井上浩となりましたので。

○山形議員 失礼しました。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 3 号につきましては、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第 9 3 号につきましては本会議で議決す

ることに決しました。

これより議案第93号に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

11時20分から再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、道の駅検討委員会の進捗は、並びに村民との協働を行政はどのように考えているのかについて御質問させていただきます。

まず、本村の道の駅は本年4月に委託先変更後、店舗の改装リニューアル、また毎月さまざまなイベントを企画するなど、本来の道の駅のありようとは大きくさま変わりしており、本村の観光振興において大きな成果を見せていると高く評価しているところでございます。

さて、平成30年3月議会一般質問におきまして、道の駅についてお聞きした際、道の駅売店での出荷者や農産物直売所の出荷者、農協、観光協会など関係団体のほか、住民の方にも参加していただく検討委員会を開催し、半年程度で一定の方向性を出したいとの御答弁をいただきました。しかしながら、それから9カ月が経過する現在においてもなお、道の駅検討委員会においてどのような方向性が出されたのか、議会への報告は一切ありません。道の駅検討委員会での議論は、一体どのようなになっているのかお伺いいたします。

続きまして、質問2、村民との協働を行政はどのように考えているのかについて、村長のお考えをお伺いしたいと思っております。

本村の第4次総合計画において、村民、地域団体、NPOなどとの協働による村政運営を推進との姿勢がうたわれております。確かに、行政に頼り切った村政運営には限界を感じることも多く、村民との協働は今後の村政にとって必要不可欠であると考えております。しかしながら、現状では各種団体への助成金のカットや事務局からの撤退など、財政的にも、また人的にも地域における村民の活動と、むしろ距離をとるかのような姿勢が散見されるように思われます。これは、協働による村政運営の推進という総合計画の姿勢に逆行するのではないのでしょうか。村民との協働とは、本来であれば行政が負担しなければならない役割を村民に負担させるというコストカット政策ではなく、行政と村民が連携しつつ支え合うことで、地域や社会に対する相乗効果を生み出し、よりよい村づくりを目指していくことを意味するものであるはずです。本村の現状は、行政主体の村政運営から行

政と村民との協働による運営へと転換していくスタートアップの段階にあります。村民との協働を目指していく上で、行政としても地域における村民の活動をしっかりと支援していくことが必要なのではないでしょうか。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○田中議長 質問事項 1 番目の答弁者、藤本理事。

○藤本理事 道の駅検討委員会の進捗について御答弁申し上げます。

道の駅は、昨年 3 月に一時閉店後、4 月から一般社団法人ちはやあかさかくらすによる暫定運営を行っております。暫定運営の中では、カフェ運営を開始し、棚田カレーや村のお母ちゃんランチの開発を行ったり、これまで道の駅に置いてこなかった漬物や工芸品など、村内の方も手づくり品を充実させたり、棚田の土を使って染めた手拭いを新たな土産物として販売したり、年間行事にあわせてマーケットを開催したりしてきました。また、観光案内や空き家案内の充実にも力を入れているところです。

こうした取り組みを踏まえつつ、道の駅の本格リニューアルを進めていくため、農業関係者、観光関係者、地域おこし協力隊、住民代表などで検討委員会を立ち上げ、5 月から 8 月までに 4 回の検討委員会を開催してきました。議論の内容としては、道の駅の立地を変更することができるのか、財政シミュレーションを行うべきといった外形的な話から、直売所と道の駅が協力する必要がある、採算性を考えるだけではなく生きがいつくりの場所と考えるべきといった機能面の話までが上がりました。こうした点を具体的に検討していくべく、検討委員会のもとに農産物の販売とそれ以外の魅力づくりについてのワーキンググループを立ち上げて、現在話し合いを重ねているところです。ここでまず、道の駅にどのような役割を持たせるのかという機能面を明確にした上で、これに合った立地や施設といった外形的な部分も、これを踏まえて検討したいと考えています。

検討委員会において、近隣の道の駅との差別化を図るため、村ならではの道の駅にすべきという考えは共有されているところです。そのためには、住民が村の農産物などに加えてさまざまな魅力、情報を持ち寄り発信する場とする仕組みが必要です。地域活性化につながる持続可能な道の駅のあり方について、今後検討委員会にて意見を集約しながら、提言をまとめてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございます。

ただいま立地や施設などの検討という御答弁をいただきましたけれども、ほかの道の駅



を見ますと、大体10億円程度の総工費を要しているところが多いというふうに聞いております。しかしながら、多額の建設費用を投じたにもかかわらず、赤字経営となっている道の駅も一節では全体の3割に上り、さらに残り7割の黒字となっている道の駅についても、自治体からの支援によって黒字を維持している箇所も多く、結果的に自治体の大きな負担となる可能性は到底無視できるものではないというふうに考えております。何億円もかけて用地を買収、建設し、さらに日々赤字を垂れ流すということになれば、本村の財政にとって明らかに大きなマイナスとなるわけです。それは、住民サービスの低下に直結いたします。

現状の道の駅から新たに移転、建設するのであれば、何よりもまず費用対効果という視点が不可欠かと考えております。ただいま財政シミュレーションという御答弁をいただきましたけれども、まず第1に、赤字体質であったとしても、一般財源の投入により道の駅を維持していくべきと考えているのか、それとも黒字経営を基本路線と考えているのか、その点についてお伺いいたします。また第2に、移転、新規建設に伴う建設費用の改修まで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○田中議長 答弁者、藤本理事。

○藤本施設整備課理事 2点の御質問について回答差し上げます。

1点目、赤字経営であっても公的資金を投入して維持していくべきと考えるか、それとも黒字経営を目指すかという点については、後者の黒字経営を目指すということになります。今まで、道の駅を建設してから赤字経営のところを、公的資金を投入して維持してきたところですが、このまま投入し続けるということは得策ではないと考えまして、暫定リニューアルに踏み切ったところですので、この点は黒字経営を目指して運営できるように、今検討委員会でも考えているところです。

2点目の建設費、改修費をかけるかどうかにつきましては、検討委員会でこういった道の駅にするのか内容を踏まえて、それに合った建設計画を立てる必要がありますので、まずはその道の駅でこういったものを展開するのか、これを決めてから建設費が必要か、改修費が必要かというところは見きわめていきたいと思います。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございました。

次に、ちょっと少し別の角度からお聞きしたいというふうに思っています。

検討委員会での議論を拝見する限り、相反する意見が随所に見られまして、一定の方向性というのが一体どこへ向かう方向性になるのか、ちょっと拝見してても見当がつかないというのが率直な感想でございます。最初は半年というお話でありましたが、現在既に9カ月になろうとしている。いつごろ一定の方向性なるものが出るとお考えなのか、それとも方向性が出るまで今後も我慢強く検討委員会を継続していくのか、その点についてお聞きいたしたいと思います。

○田中議長 答弁者、藤本理事。

○藤本理事 まず、一定の方向性というのがどこまで出たかという話ですけれども、現在のところは論点が出たというところでとまっています、その論点について、じゃあどういう方向性をとるのか。例えば、場所についても何案か出ていまして、今の場所を進めていくべきなのか、それとも別の場所、もっと利便性のいい場所を考えるべきか、あるいは直売所、道の駅がどのように協力していくべきなのか、論点としては出てるんですけれども、それをどのように進めていくかという点について方向性がまだ定まらない状態であるので、これについてはいつごろをめどに方向性を出すのかといいますと、暫定運営、本来であれば今年度、ことし一年ということで考えていたんですけれども、ちょっと議論を始めたもののまとまらない、これも一つの結論であると思うんですけれども、意見が分散してなかなかまとまらないという状況の中で、ただこれをずっと続けていくわけにもいかないので、来年度中には一定の方向を出す予定で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございます。

道の駅は、本年4月時点で1, 2 4 5カ所存在する制度です。既に、もう過当競争の時代に入っているというふうに思います。新規建設しても、やっぱり相当新しい魅力というのを提示することができないと、容易に赤字に転落してしまう可能性が高いのかなというふうに思っています。本村には、ランニングコストを度外視したとしか思えない施設というのが、既に複数存在いたします。今後、さらに慢性的に赤字を垂れ流す施設を供用する財政的な余裕というのは本村にはないというふうに考えています。例えば、イベントを実施することでどれほどの収益が期待されるのかとか、収益をそれこそ度外視してもイベントを実施すべきなのか、などなど。検討委員会におきましても、しっかりと裏づけとなるデータをもとにコスト意識を持った議論をしていただきたいと。そして、できましたら早期に御提言いただけたらありがたいなというふうに思っております。

以上、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 住民協働ということでございますが、村民活動団体と行政とが対等な立場で互いの役割と責任を適切に分担し、補完、協働しながら公共を支えていく取り組みでございます。村民協働を推進していくことは非常に重要であると私は認識しております。特に、本村のような過疎地において人口減少、少子・高齢化が進む中、行政依存ではなく、村民と行政が一体となって進めていかなければ、本当の意味での村づくりを進めることはできません。農林観光分野で行ってきた夢灯り事業は、ことし9回目を数えており、この間役場からの補助金や役場職員による運営を前提とするなど、行政主体で行ってきたところでございますが、今後は村民主体に移行していくべき時期に来ていると考えております。資金についても、今後は民間からの協賛金やクラウドファンディングで集めるなど、少しでも自立的に生み出す仕組みを検討していく必要があると思います。また、文化関係ではふれあい展コンサートがございますが、今年度から新たな組織として実行委員会を立ち上げ、自主性をもって実施されたところでございます。教育委員会におきましても、今後は共催として必要経費を従来どおり支援いたしましたが、今後は実行委員会においてさらなる自発性、自主性を発揮していただき、参加費、出展費あるいは民間からの協賛金を募るなど、自主財源の確保などにもかじを切って検討していただきたいと考えております。

本村としては、来年度から地域活動活性化補助金の枠組みを拡大、充実させることを検討しており、こうした補助金を活用しながら自立的に活動される団体には、村としてもこれまで以上に支援するなど、各種団体の自立的な活動が促されるような仕組みを検討しております。また、活動場所の提供や広報協力といった部分においても支援してまいります。

なお、御指摘のございました事務局からの撤退の件でございますが、任意団体の事務を職務中に行うことは地方公務員法上の職務専念義務違反に当たるおそれがあることから、今後一定期間をもってそれぞれ団体において事務を行っていただくものでございまして、村民との距離を置くといったことではございません。いずれにしても、村民協働のあり方については性急に見直せるものではないという点については、議員と同様の認識でございます。今後とも、見直しの際には十分に説明を行い、理解を得られるよう丁寧に対応いたします。議員各位におかれましても、住民の皆さんからの苦情や意見をお聞きになる機会があろうとは思いますが、こうした役場の真意についてあわせて伝えていただきたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 村長、どうも御答弁ありがとうございます。

今回、村民協働という視点から御質問させていただいておりますけれども、率直に申しまして、行政としてもそのあり方に戸惑いが見受けられるように感じております。ただいま村民協働のあり方については性急に見直せるものではないという点については議員と同様の認識であるとおっしゃっていただいたところでありますけれども、その直前では夢灯り事業やふれあい展コンサートには自主財源の確保を求めるというふうにおっしゃっておられる。ここに若干の矛盾というのを感じるのは私だけでしょうか。そこに村としての姿勢に一貫性の欠如というものを感じざるを得ないというわけです。村民との協働を一体行政としてどのように捉えておられるのか。

これまで行政が事務局を担い、また補助を受けて運営されてきた団体にとってみますと、いきなり事務も団体で、財源も団体でとなり、まさしく青天のへきれきのようなものでございまして、これはもう団体の存続にも直結する問題なんですね。中には、行政は団体の廃止を願っているのではないかというふうなうがった見方と思っておりますけれども、そういう声が生まれてくるというのももっともなことではないかというふうに感じております。

別に、これまでの同じように、何もかも行政任せがよいというふうに考えているわけではございません。行政任せであったその結果というのが本村の現状でございます。本村の現状を鑑みれば、行政任せが果たして最良の選択かどうか。行政の依存体質からの脱却が必要との見方には私も同意する次第でございます。

行政が、村民との協働を本心から必要と考えておられるのであれば、一方的に補助を打ち切るのではなくて、きちんと準備期間を設けて、そして各団体と話し合った上で段階的に進めていくということが、最低限必要なのではないかというふうに考えております。その点について、村長のお考えをお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 従来のうちの村のやり方というのは、行政が職員を出しまして、もちろん事務その他やりまして、いわゆる何かをやっていくということで、最終的に行政はおまえら好き勝手にやって、というふうな御意見をいただきながらやっていたわけでございますが、やっぱり住民の皆さんも自主的に動いていただくということが非常に各市町村の動きを見てますと、そういう時代になりつつございます。そういうことで、私どももそういう

方面にかじを切らせていただいて。もちろん急激にやるという気はございませんが、徐々に住民の皆さんの意向を酌んだような運営に持っていきたいなど。

それから、私どもは関係団体にいろいろと説明しておと思いますが、説明不足な点も非常にあります。多分、十分に納得が得られてない状況で、そういうふうな話が至るところから出てきたのかなと。ということで、田村議員の質問もそういう面から出てきたのかなと思っております。行政は、いわゆる理屈だけではなしに、現場の住民の声にも十分耳を傾けて、丁寧な説明、理解納得を得ることが非常に大事であると思っておりますし、改めて私からも、来年度の年始の訓辞には、全職員にその辺、皆さんがきっちり納得できるような説明をしろというふうにやりたいと思っております。

また、現在村では31年度の予算編成を務めておりますが、もちろん関係団体には何がしかの自主努力をいただくことが前提ではございますが、村の活性化や元気づくりのために頑張っている村民を応援する意味からも、今後とも財政的な支援は必要に応じて対応していくつもりでございます。その点、納得いただきたいと思っております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 どうも御答弁ありがとうございました。

大体申し上げたいことは全て言ってしまいましたので、これで要望とさせていただきたいと思っております。

既に申し上げましたとおり、本村にとって官民協働というものが必要不可欠というふうには異存はございませんし、この後将来的にということであれば、自主財源の確保が必要という点にも異論はありません。成果を問うこともなく、慣例のように補助金を支給し続けるということが正しいことだというふうにも考えてはおりません。しかしながら、現在の行政の対応は余りに性急過ぎるというふうに感じております。現在必要なことは、せっかく生まれつつある官民協働の芽を大切に育てていくことだというふうに思っております。芽が生まれたからといって、負担を突然何もかも押しつけるという形では、もう芽は簡単に潰れてしまうところです。生まれつつある芽が成長し、しっかりと自立していくまでサポートしてあげる。それが行政が担うべき役割なのではないでしょうか。

もし、それでも性急に自主財源による運営をとというのをおっしゃるのであれば、率先垂範ということで、まずは100%近く税に依存している団体、すなわち行政が税の依存から脱却し、協賛金やクラウドファンディングの自主財源確保も進められてはいかがでしょうというふうには御提案させていただきまして、一般質問を終了させていただきます。どうも御清聴いただきまして本当にありがとうございました。

○田中議長 第2番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英、議長通告によりまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、鳥獣被害対策の進捗はということです。そして2点目は、村診療所の送迎サービスについてでございます。

1点目の鳥獣被害対策の進捗はということであります。本会議の一般質問におきまして、毎回のよう議員のほうから質問されています鳥獣対策の進捗状況をお伺いいたします。状況を見てみますと、最近では畑地だけではなく、村内の府道や村道においても荒らされています。その被害によってのり面が崩れ、側溝が塞がっている状況があちこちで見受けられます。早急の対策が必要と考えるが、いかがかお伺いをいたします。

もう一点の、診療所の送迎サービスについて、のほうでございますが、本村では本年10月より診療所受診時の送迎サービスを開始しています。高齢化の進む中や公共交通事情を踏まえての対応だと思います。開始より2カ月経過する中での利用状況はどういう形か、そしてまた今後の運用の改善等は考えているのか、お伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 鳥獣被害対策の進捗は、について御答弁申し上げます。

有害鳥獣による農林業被害防止につきましては、侵入防止のための電気柵やワイヤーメッシュの設置補助と、捕獲による個体管理の両面からの対策に努めております。電気柵やワイヤーメッシュの購入の補助金制度では、11月末現在の補助金の申請者は26人、補助金額75万4,600円、防止柵の総延長は6,836メートルとなっています。また、電気柵については設置方法を正しく理解していない場合や周辺の草刈りをしっかりとしていないなど、管理が十分でない場合は電気柵の本来の効果が発揮されないため、電気柵の設置や管理に関する講習会を1月に開催いたします。講習会では、電気柵メーカーから講師を迎え、イノシシの生態を理解して適正な電気柵の設置や管理を学んでいただきます。講習会には、本年度本村から補助を受け電気柵を設置した人を初め、多くの人に受講していただきたいと考えております。イノシシの捕獲については猟友会に委託しており、現在まで40頭程度イノシシを捕獲しています。イノシシによる被害につきましては、農道近辺や道路に面した斜面を崩し側溝を塞ぐなど、民家近くでの被害もお聞きしております。その対策としましては、イノシシを寄せつけない環境づくりに向け、イノシシのすみかとなる休耕地の仮払いや、餌となる収穫残渣を放置しないよう住民への協力と注意を促し、総合的な対策に取り組むよう普及啓発を行ってまいります。

また、本年9月議会でも答弁いたしました。今年度は新たに地区活動の一環として、小吹地区から有害鳥獣駆除許可申請があり、既に20頭以上捕獲されております。また、他の地区でも捕獲への体制を整えたいという声もお聞きしております。今後地区などが主体となって取り組むイノシシ捕獲をより一層推進、促進するため、箱わななど資材の援助や捕獲者のスキル向上をサポートするなど、捕獲体制づくりに向けた支援を検討してまいりたいと考えております。鳥獣による被害対策は行政だけで行えるものではなく、住民と協力して対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

イノシシによる被害は、住民の身近に広がっており、特に本年は被害がふえてるようになっております。そういう意味でありまして、早急に頭数を減らす対策が必要であります。行政も住民目線で対応を考えるべきではないか、その具体策について再度答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシの個体数について明確な調査資料はございませんが、御指摘のように、住民の方からイノシシによる被害報告は民家近くに及ぶなど、被害は農地以外の部分にも広がっている状況でございます。早急な対策をとることでございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、イノシシを初めとする鳥獣による被害対策は捕獲対策、柵等による防護対策、畑に収穫残渣を残さない休耕地の草刈りをするなど、イノシシを寄せつけない環境づくり対策を総合的に取り組む必要があります。そのため、農業者の主体的な取り組みが不可欠で、行政だけで行えるものではなく、住民と協力して取り組んでいくものであると考えております。このようなことから、本村での鳥獣被害対策は村単独で進めているのではなく、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく協議会で、農業者団体や区長を初めとする協議会員の皆様と一緒に、その具体的な方策について検討をしているところです。

こうした中、小吹地区では地域の重要課題である有害鳥獣の被害対策の解決に向け、その捕獲に向けての体制づくりに取り組み始めていることは、先ほど答弁させていただいたとおりですが、当該地区の区長や捕獲従事者等との意見交換を行い、行政に求められているニーズ等の把握に努めているところです。さらに、大阪府内の北部地域にある他町を訪問し、捕獲体制状況を聞き取ったり、イノシシの捕獲に関心のある本村の住民などとの意

見交換をするなど、農業者はもとより多くの方々との意見交換を通じて、行政として何ができるかについて研究しております。こうした研究活動を通じて、地域の自主的な活動の促進に資することができ、さらに行政として支援が可能な内容で捕獲対策を強化する方向で、平成31年度当初予算で検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうも御答弁ありがとうございます。

イノシシの被害防止のための捕獲や、そして防護、環境づくりについては官民協働においての取り組みや、そして活動が必須であると考えており、そのためには現在設置されている協議会での被害の減少、そしてまた解決に向けての策を早急に決めていただき、そしてまた行動に、実施に移せるよう、その部分を強く要望したいと思います。再質問じゃなく、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、西口健康福祉課担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 村国保診療所の送迎サービスについて御答弁申し上げます。

身近に医療を受けられる体制を確保し、自力で通院が困難な方が安心して通院できるよう、利便性向上の観点から、本年10月より送迎サービスを実施しております。送迎車は市町村振興補助金で購入し、送迎業務はシルバー人材センターに依頼して行っております。利用状況は、12月14日現在で実人員8人、延べ人員17人の方が利用されており、利用者からは送迎が始まって助かっているという御意見をいただいております。

送迎サービス開始前に行った村国保診療所受診者145人に対しての意向調査では、「利用したい」、「条件が合えば利用したい」が64人と4割を超えており、高齢化がさらに進む中、今後送迎必要者は増加すると見込まれます。また、「送迎があるのなら村国保診療所に通院したい」という声も聞かれまして、送迎に対する潜在的なニーズはあり、新規受診者の増加に寄与するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

まだ二月の運用の中で、住民の方々のほうからの声とか、そしてまた今後、まだ改善にはまだちょっと時間が短いかわかりませんが、今現在で改善の必要性について、あ



ればその面をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○田中議長 西口健康福祉課担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 住民の声については、先ほど申し上げましたように、おおむね助かっているという意見が多いんです。それで、「家族も忙しいので送迎を頼むのに気兼ねをしていたけれども、これで通院しやすくなった」や「何とか歩いて通院していたが、年齢とともに大変だったのでよかった」などの意見もいただいています。今後の運用の改善等につきましては、現在は2日前までに送迎の申し込みをしないといけないということになっていますので、「急に体調が悪くなったときに利用できないのか」という意見もお伺いしています。しかし、稼働して日もたたないことでありますので、今後も利用状況や住民の方々のさまざまな意見をお聞きしながら効果的な運用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうも御答弁ありがとうございます。

せっかくの送迎のほうのサービスであります。今後広報活動を通じて、利用者の方や、そしてまた住民の方の状況を把握していただき、効率的にそしてまた効果的な運用を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いしときたいと思います。要望といたします。

○田中議長 要望ですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 ここで休憩を行います。

13時00分より再開をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中議長 午前中に引き続き、再開いたします。

第3番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告に基づき質問をいたします。

まず最初に、今後の役場内郵便局の活用についてであります。

平成30年10月1日より役場内郵便局が開局した。自治体が簡易郵便局の業務を法人に委託する例は、平成19年郵政民営化以降、全国で2例目という。村が地域のインフラ整備及び住民の利便性向上のため、村営とし運営を行っているが、全国的にも非常に珍しいケースであるので、もっと簡易郵便局を活用してもらうPRをしてはどうか。

そこで、3点について伺います。

簡易郵便局の運営費用について、村の財源を投入しているが、今後黒字経営の運営ができるのか。2点目、現在までの利用状況は、住民の声は。3点目、窓口体制はどのようになっているのか。

次に、2番目の質問でございますけども、村地域おこし協力隊についてであります。

平成29年度から導入した地域おこし協力隊の隊員2名の活動期間も折り返しを迎え、先日も活動報告が開催され、隊員のこれまでの活動とこれからの展望を伺いました。協力隊員の活動報告を受け、どのような効果があり、どのように評価しているのか。また、協力隊退任後の安定や起業に向けて活動最終年度における支援策はどのように考えているのかお伺いします。

以上、2点について担当課の答弁を求めます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今後の役場内郵便局の活動について御答弁申し上げます。

簡易郵便局の運営に係る費用でございますが、日本郵便株式会社より簡易郵便局委託手数料が払われることとなっております。村では、郵便、貯金、為替、振替、保険の全ての業務を受託しておりますので、基本額としまして、月額約28万円と窓口での取扱件数に応じた手数料が加算されることとなっております。今年度につきましては、フロアの改修費用や備品の購入等、初期費用としまして負担が生じておりますが、平成31年度以降につきましては、おおむね委託手数料の範囲内で賄えるものと考えております。今後、簡易郵便局の安定的な運営を図っていくためには、より多くの方々に御利用いただくことが必須であります。そのためにも、広報やホームページ等で広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、現在までの利用状況でございますが、また住民の声についてでございますが、10月の来局者数については延べ人数で約460人、11月は約320人となっております。1日の平均利用者数は約17人となっております。お客様の声といたしましては、「役場に来たついでに利用できるからとても楽になった」、「河南町の郵便局まで行っていたから、簡易郵便局ができてとても便利になった」と喜びの声を多数いただいております。また、郵政民営化後、全国で2例目ということもありまして、来月には東京都の小笠原村からも視察に来る予定となっております。

次に、窓口の体制についてでございますが、現在元郵便局職員を非常勤嘱託員として2名採用し、窓口業務を行っております。また、職員4名が近畿郵政研修センターで研修を受け、窓口業務のサポートを行えるようにしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 開局してまだそんなに、数カ月たったところで今の御答弁をいただきましたんですけれども、やはり全国で2例目ということでございますので、引き受けた以上はやはり継続するという目的を持って、これから運営に携わっていただきたいと思うんですけど。これも、私もこれから勉強せないかんと思ってます。質問自分でしてても、やはりこの件についても、手数料というものを頂戴できるわけですから、村のちょっとでも財源の足しになればいいかなと、そう思っておりますので。

1つだけちょっと質問させていただきます。これからの郵便局における公金の扱い方をどういうふうに考えていはる、それをちょっとお答え願いたいと思います。

○田中議長 答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 郵便局の取り扱いの時間についてでございますが、現在は午前9時から午後4時までとなっております。税金や保険料、また水道代等につきましては、窓口で領収したものにしましては、大阪貯金事務センターのほうに翌日送金をいたしまして、その後3日から4日後に村の指定の口座に送金され、収納することとなっております。また、郵便局の窓口で預かった件につきましては、契約件数に応じた手数料が別途入ることとなっております。また、午後4時以降につきましては、郵便局窓口が閉じておりますので、会計の窓口で収納を行いまして、それにつきましては翌日収納として、指定金融機関のほうに入金するというふうになってございます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 先ほども申しましたように、スタートしたところでありますので、あらゆる機関とかそういうものを考えながら、先ほども何遍も同じことを言いますけども、継続に向かって、そして続けていただきたいなと、そう考えております。

要望ですけれども、やはり今のところは局長が、仲谷さんが局長を務めてはりますけども、職員の負担が出来るなら軽減できるように、今採用されてる2名プラスこういったお金があれば、最終的には職員の業務からちょっとでも外させていただいて、今採用されてるお二人に頑張っていただきたい、そう思っております。この件については要望ととめさせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 要望でいいですね。

○山形議員 はい。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域おこし協力隊について御答弁申し上げます。

２名の地域おこし協力隊につきましては、平成２９年４月の着任から約２年にわたって村内において活躍していただき、その活動内容につきましては先日多くの議員の皆様にも御参加いただいた中で、報告会を開催させていただいたところでございます。

まず、空き家対策につきましては、これまでの空き家を活用したカフェやワークショップの開催などのほか、今年度は民泊のオープンを目指す移住者をコーディネートするなど、地域の魅力創造やにぎわいづくりに取り組んでいるほか、移住希望者と地域とのマッチング等を通じまして移住・定住につなげるなど、空き家の利活用を着実に進めていただいているところでございます。

また、棚田保全では、これまでの棚田の景観を守るための保全活動や援農、耕作放棄地での耕作再開のほか、獣害対策のための電子柵設置に関するクラウドファンディングの実施や大人の棚田塾を通じた後継者育成など、こちらも棚田の保全に向けた取り組みを着実に進めていただいているところであり、制度所管課としては約２年間の両隊員の活動について十分な取り組みであると評価しているものでございます。

最終年度である来年度における支援についてでございますけれども、これまでの協力隊としての活動実績や隊員自身の卒業後の起業等に向けた意向などを踏まえながら、引き続き両隊員の卒業後のなりわいづくりについて積極的に支援してまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 先ほどの郵便局の質問と同じで、うちの村もこういう協力隊を受けて２人の人が今現在村内で行動しております。これも１年と２カ月、ざっと２年たったわけですが。そこで、ちょっと１つ質問させてください。最近では、棚田夢灯り＆アートフェスティバルを地域の若者やそして団体などが主体となって開催されるなど、地域活性化に向けて意欲的に取り組んでいる団体がふえていると感じております。本村の少子・高齢化の状況はますます進展すると考えられ、多くの課題があります。協力隊の取り組みは、行政としても、今御答弁ありましたように評価され、地域の中でも受け入れられていると感じておりますけれども、今後、協力隊の追加の募集をしていくのか、まずこの件について伺いたいと思います。

○田中議長 答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 協力隊につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成29年度に制度を導入してからまだ2年目というところでもございますので、今後の協力隊の新たな導入につきましては、まずは現在の協力隊を取り巻く環境でありますとか課題、制度などを整理をいたしまして、これら全体についての検証を踏まえてからの判断になるというふうに考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 これからという御答弁でございました、それはそのとおりだと思っております。そこで、もう一つ質問させてください。棚田における遊休農地の対策や空き家利用の利活用を村の課題として、協力隊2名を採用され、地元や関係者の調整に行政としてもいろいろと苦心されたと思っております。1年8カ月の任期で行政として地域おこし協力隊事業に存在する課題は、どのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○田中議長 答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域おこし協力隊事業に存在します課題につきましては、大小さまざまなあるというふうに認識をしております。その中でも、やはり地域おこし協力隊という、いわゆるよそ者を受け入れるだけの地域の体制の確立でありますとか、あるいは地域住民の理解というものが現在におきましてもまだ十分なところまでは達していないというところが、大きな課題ではないかなというふうに認識しております。

また、地域おこし協力隊は、文字どおり地域おこしに対しまして協力をされるというものでございまして、本来であれば受け入れる地域側がまずは主体となって取り組むということが前提になるんですけれども、残念ながら協力隊だから何でもやってくれると。あるいは、言い方は悪いですけども、単なる便利使いのような意識が一部では残ってるんじゃないかといった声も、残念ながら聞かれるところでございます。地域おこし協力隊は、人生における大きな決断をされて、都市部から移住をされて、なれない生活の中でこういった協力隊事業というのをされてる方でございまして、受け入れる役場あるいは地域、そして隊員の3者の思いというものが共有されることが極めて重要であるかなというふうに考えております。引き続き、地域住民の理解あるいは参画意識の醸成というものが図られるように、役場としましても促していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

この協力隊について、昨年度は一応ここにおける7名で、議員さんと一緒に西栗倉村、岡山県ですけども、地元の活動団体が協力隊を受け入れ態勢をとっておられるということで、研修に参りました。本村でも、地域の地域活性化について補助制度というのが設けられております。その地域団体に支援の力を入れるによって、地元団体と育成状況と協力隊の受け入れの可能性についてこれから勉強していただき、そしてお二人が最終的には永住をしていただき、そしてそのお二人を通じて仲間が一人でもふえて、村が活性化できるように願いたいと思います。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○田中議長 第4番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。私は、さきに通告しています2点について質問をいたします。1つは、地域の活性化に欠かせない小学校の2校を維持することを求めます。2つ目は、イノシシなど鳥獣被害対策の強化を求めて質問をいたします。

今や少子・高齢化、人口減少は日本全体の問題になっております。村でも例外ではなく、子どもの数が減少する中、村に4校あった小学校は赤阪小学校と千早小吹台小学校の2校に統合され、現在に至っています。2校に統合することについては、行政、学校関係者、PTA、地区専門家などがさまざまな議論を重ねて、2007年4月から赤阪小学校に多聞小学校を統合しました。翌年、2008年3月31日に千早小学校、小吹台小学校をそれぞれ閉校した上で、4月1日より千早小吹台小学校として開校するという形を経て、現在の2校体制となりました。既に2校になってから10年が経過し、この間、人口減少が進んで、今後の村づくりについて小学校のあり方についても、村の大きな課題の一つになっております。日本共産党は、この間、人口減少に歯どめをかけるために、2世帯同居への改修補助や空き家バンクの提案や子育て支援の充実を求めてまいりました。こうした中で、若者定住促進などが実現して、この制度を活用して平成27年から29年の3年間で、25世帯52人が転入するなど成果が見られ、一定の希望も出てきたと私は思っております。その一方で、小中一貫教育を求める中で、小学校の統合が水面下で議論されているようでもあります。村での小中一貫教育は、既に実施されております。小学校のあり方については、単に子どもの数だけで議論するのではなく、地域の活性化、今後の村づくりのために大きく影響してまいります。生徒数の数だけで判断するのではなく、住民の意見をよく聞き判断すべきだと思います。私は、今後の村づくり、地域の活性化のためには現行の2校体制は守るべきだと考えますが、教育長、村長の考えをお伺いいたします。

次に、イノシシなどの鳥獣被害対策について伺います。

さきの9月議会でも取り上げたところですが、具体的な改善策もなく、その後も住民から被害情報が複数寄せられておりますので、再質問させていただきます。

最近、田んぼや畑以外の民家にもイノシシが出没し、子どもを庭に出せない、暗くなると裏庭に出ることができない、外出は徒歩ではなく、近くでも車でしか行けない、こういった声もあります。また、アライグマなどの被害も出ており、その対応についても心配の声が出ております。これまでの対策としては、計画的な捕獲による個体管理、防護柵の設置などで、田んぼや畑への侵入を防止することでありました。イノシシは多産で、侵入を防止するだけでは、また次のところに行くなど、被害全体を減らすことにはなりません。イノシシの個体を減少させることとあわせて、防護柵の設置と適切な管理をしなくてはならないと考えます。村の猟友会の人数は何人おられ、活動への支援はどのようなになっているのか、現状をお伺いします。

次に、最近では、先ほども言いましたけれども、民家への出没もふえているので、民家への防護柵設置の補助もしていただきたいと思います。イノシシ被害の対策は近隣の河内長野市や河南町、富田林など、広域的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。対策に向けての現状、今後の取り組みについて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 小学校2校の維持についてお答えいたします。

村の人口減少が進む中、小学校の児童数も年々減少、今後さらに減少することが予測されます。学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う課題への対応を継続的に検討いたします。統合ありきあるいは現状維持ありきではなく、児童の保護者を中心にニーズを的確に把握し、迅速に対応できるよう、本年8月に開催いたしました総合教育会議におきまして、教育委員会として今後の小学校のあり方について議論を進めていただくよう申し上げたところでございます。今後、教育委員会において学校関係者、保護者などと議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

○田中議長 引き続いて、矢倉教育長。

○矢倉教育長 小学校2校の維持を、についてお答え申し上げます。

小学校の児童数については、今後も減少が続くものと予想されます。議員お示しの平成27年度からの3年間において、25世帯52人の転入はあると言われるものの、児童数減少に歯どめがかかるといったところまでは至っていない状況であります。小学校にしましては、さきに村長が申しましたように、教育委員会におきまして小学校のあり方について議論を始めたところであり、先月、両小学校のPTAの役員の方々を中心とした保護者の皆様と今後の小学校のあり方という議題のもと、保護者の皆さんが小学校の体制についてどのような意見をお持ちなのか、教育委員会として把握しておく必要があると考え、

意見交換会の場を持たせていただきました。これに関しましては、前回の定例議会においても答弁させていただいており、決して水面下の議論といったものではございません。

また、小中一貫教育についてでございますが、議員がおっしゃったとおり、本村ではこれまでも小・中学校間の連携を行っており、今後も継続してまいります。

小学校のあり方については、小学校の保護者だけでなく、就学前のお子さんをお持ちの保護者の方々の意見も聞く必要があると考えております。教育委員会としましては、村の子どもたちにとってどのような体制がよいのかを中心に据え、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 教育委員会サイドでは、保護者それから教育関係者、また今後小学校に入るのであろう、そういう人を対象に議論を重ねられたと今答弁をいただきました。だけど、小学校のあり方については、さきの質問でも言いましたけれども、対象者だけではなく村全体にかかわる問題でもありますので、そうしたことだけではなくて、地域また地区、そうした村全体のことでありますので、もっと村全体の議論としてやっていただくということが基本だと思います。村長がさきに1校ありきとか、2校体制ありきということではなく議論をするということではありますが、それはそれで十分議論していただいて、結論が出たときにはそうしなくてはならないかと思っておりますけれども、その前の段階ではもっと村全体の議論になっていくようお願いしたいと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、村の定住促進事業では3年間で25世帯52人の転入があったと3月議会で報告を受けましたけれども、平成30年度においてこの制度で転入した方はどれだけあるのか、またそれ以外でも村に転入した方もあるかと思っておりますので、その辺のことを再度お尋ねしたいと思っております。

○田中議長 答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 御質問の移住・定住施策を活用されて転入された方でございます。平成30年12月19日現在の数字でございますけれども、11世帯32名となっております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 平成30年度だけでも、11世帯32人が新たにこの制度を活用して移住さ



れてきたというのは、4年間だけで46世帯84人の方が移住されてきたというのは、非常に率としては多いと思うんですね。私は、このことに非常に期待をしているわけです。新たな入居者が、これだけの制度ではなくて、一般に不動産会社を通じてこられた方もおられるかと、この制度を活用しないでも来られてる方も多いかと思うので、やはりこれからこうした制度を活用して、村の人口を維持する努力が必要だと思うんです。

私、この制度とは全く関係ないんですけども、私が住んでいる小吹台に限ってちょっと調べさせてもらいましたけれども、私たちが2世ですね、その2世がどれだけ小吹台で残ってくれてるかというのをちょっと調べましたけれども、2世帯同居している方が23世帯なんです。この中には、村の職員さんもおられます。それから、親とは別に新たに小吹台に住居を構えて生活をしている人、この世帯が46世帯あるんです。合計しましたら、69世帯、70世帯ほどあるんですけども、一方で空き家もどんどん出ています。小吹台、約800軒ありますけれども、空き家を差し引きしますと700世帯ぐらいあるのかなと思いますが、そのうち69世帯、約70世帯、1割は自分の生まれ育った小吹台でまた新たに世帯を持ってるというのは、やっぱりこれは千早赤阪村に愛着を持っているというのも一つだと思います。親が近くにいるというのも一つだと思います。小学校や診療所があって、教育環境も非常によそと比べてはいい、子どもの数が少なくて充実した教育が受けられる、そういうことも含まれると思うんですね。だから、やっぱり今の2校は残してほしいというのは私の思いではありますけれども、今後議論されていくであろうですけども、将来の小学校のあり方について検討するということが出てきました場合には、子育て世代だけのアンケートや議論ではなくて、村全体でやっていただきたいと思います。その点についてどうなのかお伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 確かに、関口議員が御質問の中でもおっしゃっております学校の存在というものが、その地域において一定の影響があるいは役割を果たしていることは、私も承知いたしております。ただ、教育委員会としましては、あくまでも学校は誰のためにあるのかということから、児童・生徒の教育効果ということを第一に掲げて判断すべきものと思います。もちろん、村の活性化、その地域の活性化ということは重要な問題でありますけれども、それは関口議員がおっしゃったように、その地域をも含め村全体で考えるべき課題であろうと思います。教育委員会としましては、あくまでも小学生の教育効果のために、村の子どもたちのためにどういう体制が一番いいのかということのを第一に考えて検討してまいりたいと思います。

もちろん、これまでは多少の上下はありましたけれども、全体としては減少傾向にあっ

たわけですけれども、緩やかな減少でありました。しかしながら、今後5年間の子どもたち、児童数の推移を見てみますと、今まで以上に急激な落ち込みが見られます。平成32年度には10名以下、1桁の入学生の学年があらわれます。そして、平成35年に至っては1桁の学年のクラスが、両校とも複数の学年があらわれてくることが今わかっております。このような状況の中で、教育委員会として何も統合を視野に入れた学校の体制というものを考えていかないというのは、余りにも無責任であろうかと思えます。

今先ほど村長が申しましたように、統合ありきとか2校体制堅持とかの限定のもとでの意見交換会ではございません。まずは保護者の方々の意見を聞いて、教育委員会で判断していきたいと思っています。ただ、関口議員がおっしゃいましたように、地域の活性化と小学校の存在をつなげて議論となりますと、先ほど申しましたように、余りにも教育委員会としては大きな問題であろうと思えますので、あくまでも教育委員会としては子どもたちの教育効果を中心に判断させていただくつもりでおります。よろしく御理解いただきたいと思えます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 教育委員会としての子どもたちを中心にした教育のあり方というのもよくわかります。私この間の出生数を調べましたけれども、いつとき出生数が十数人、今も十数人ではありますけれども、徐々にふえていっておりますので、それとあわせて定住促進で来られた方なども含めると、子どもの数は若干ふえている傾向にあるのではないかと思います。ですから、今後議論されていくという中で、村全体の課題でありますので、教育委員会サイドだけではいけないという部分を十分御承知いただいて、村全体の課題として考えていただきたいと思えます。

先ほども言いましたけれども、現在は市町村間で子育て世代とか若者の誘致合戦になっております。少子化対策は国の施策であり、子どもを生み育て、育てやすい環境づくりを国が行うべきだと考えます。同時に、市町村でもいつまでも住み続けられる環境づくりを進めていかななくてはなりません。子どもが減ったから学校を減らす、幼稚園をなくす、こういったことを続けていくばかりでは、人口が減り、子どもの数が少なくなるのも当然だと思います。現在の2校を維持し、1クラスの人数が少なくて行き届いた教育が受けられる。英語教育も早くから行い、その他の中身も充実していること、現在でも小中一貫教育が行われていることなどをアピールする。その上で、子育て施策についても医療費助成を高校まで実施するなど、こうしたことを取り組んでいただいて、子どもの数、村の人口を維持していけるよう、私たちも含めてこれから考えていくべきだということを主張しまし

て、この項についての質問を終わります。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシなど鳥獣被害対策の強化を、について御答弁申し上げます。

先ほどの答弁と重複いたしますが、有害鳥獣による農林業の被害対策の現状につきましては、侵入防止のための電気柵やワイヤーメッシュの設置補助と、捕獲による個体管理の両面から対策に努めております。電気柵やワイヤーメッシュの購入の補助金制度では、１１月末現在の補助金の申請者は２６人、補助金額は７５万４，６００円、防止柵の総延長は６，８３６メートルとなっています。捕獲については、イノシシは猟友会に委託しており、４０頭程度捕獲されています。アライグマについては、捕獲おりを住民に貸し出し、平成３０年４月から１１月末まで延べ２６人におりを貸し出し、１２頭の捕獲となっております。

次に、近隣自治体との連携につきましては、アライグマの被害の対策について府内自治体で構成するアライグマ対策協議会を設置し、情報の交換や大阪府と連携して、捕獲されたアライグマの処置を行っています。今後とも、アライグマ対策協議会での活動や近隣市町との情報交換を密にして連携し、対策していきたいと考えております。

最後に、今後の取り組みにつきましては、地区の活動として捕獲への体制を整えたいという声もあることから、行政としてどういう支援ができるか研究しているところでございます。地区などが主体となって取り組むイノシシ捕獲をより一層促進するため、捕獲体制づくりを支援していきたいと考えております。

以上答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村の猟友会の人数もなかなか減っているかと思うんですけども、村の猟友会の方の人数と活動体制はどのようになっているのか、この点御答弁いただきたいと思います。それから、先ほど千福議員の質問の中で、小吹地区などでの地域での活動が今年度よりやられてて、そこでは２０頭の個体を確保したという、これ非常に、初めて聞きましたけれども、いいかと思いますが、猟友会また小吹地区などのそういった活動を合わせて、今後そういうのは取り組んでいくべきだと思っております。猟友会についても、地区、地区それぞれあるみたいですので、河南町や河内長野、富田林と協力してその猟友会が活動、地域を拡大することができないのか、その点も御答弁いただきたいと思います。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 まず、猟友会についての御質問でございますけれども、猟友会に対しましては農作物の被害防止のための有害鳥獣捕獲事業ということで、委託契約を締結いたしまして捕獲をしていただいております。有害鳥獣の捕獲等の許可申請の中で、猟友会の名簿には3名の登録となっております、それぞれ従事者、狩猟免許を受けておられるということでございます。猟友会に対しましては、箱わなを貸し出ししまして設置していただき、わなの管理と処分までしていただいておりますという状況です。委託ということです、村からは委託料をお支払いしているという形になっております。

それから、他市町村の猟友会との連携はできないかという趣旨の御質問かと思っておりますけれども、猟友会自体があくまで民間団体ということもございますし、本村の猟友会については、他市町で多いのが大阪府猟友会のどこどこ支部という形が多いんですけれども、本村については独自の猟友会というふうにお伺いしておりますので、行政としましては、現状の猟友会さんと今後の捕獲について協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 私たちが有志で活動しております「棚田守りたい」では、ことし電気柵を設置したんです。それまでは、何ぼ網を設置しても田んぼの中にイノシシがどんどん入ってきて被害があったんですけれども、電気柵をつけたおかげで、ことしはイノシシの被害が免れたんです。ところが、隣接するミカン山に今度は、今まではイノシシの被害が余りなかったんやけれども、ことしは何かイノシシの被害がふえたという話を聞きました。結局、ここで私らのところで追いやったイノシシが、また別のところで活動してるということです、結局は個体を減らさんことには何もならへんと。そういう思いで、猟友会がどうなってるのかも私のはっきりわかりませんが、もっと広い範囲で富田林や河南町や千早赤阪村も、どこでも活動できるような、そういう方向をするためには、やっぱり河内長野や富田林、河南町などと広域的にこうしたことについても協議をしていただきたい。そのことを検討をぜひしていただきたいと思います。

それから、アライグマについてお尋ねしたいんですけれども、先ほどアライグマが、村の例えば中学校の溝やとか東阪の溝に出没してるという、こんな写真を千福議員からいただきました。とってもかわいくて、「これタヌキか」と言う人もおられたんですけれども、こんなかわいいのをぼっと見たら、子どもたちが手を出すと思うんです。それで、アライグマはすごい凶暴やから、さわるの気いつけてくれというのは村から言うてくれてはるらしいんですけれども、こうした対策もしとかなないと、中学生や小さい子どもたちが指

をかみ切られたりする可能性もあるんじゃないかという心配があります。その上で、アライグマを見つけたときどうしたらいいかというのは、村としてもっと宣伝をしていただきたいと思うんです。それから、中学生や子どもたちに対しても、アライグマは危険やからという啓蒙、それをぜひやっていただきたいと思います。その点をお伺いします。

もう一つですが、先ほど言いましたけれども、民家へのイノシシの出没も出ておりますので、今は防護柵の補助は田んぼとか畑、農作物だけなんですけれども、民家の防護柵の設置についても補助をしていただけないのか、その点についてお伺いいたします。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 まず、他市町村との連携の部分でございますけども、まずは先ほど千福議員の御質問のところでも御答弁させていただきましたが、他市町の状況調査ということで、その内容を聞き取り調査している状況でございます。今後とも、近隣市町村も含め、そういった情報収集を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、アライグマの危険な部分について啓発が必要ではないかという部分につきましては、アライグマ含め野生動物の危険性であったり、そういったことについて広報や、それ以外にどういった方法があるかというのはちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、民家への電子柵等の補助につきましては、現状の制度はあくまで農作物を守るというような観点からの補助金制度となっております。ただ民家等へのイノシシなどの侵入があるという状況は確かに聞いておりますので、それにつきましては、先ほど申し上げましたが、すみかとなる遊休農地の仮払いであったり、収穫残渣を残さないといった環境整備への啓発、また先ほどの地区で自主的に捕獲をしていきたいというところに対する体制整備など、そういったことを総合的に取り組むことによって被害防止に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 重なりますけども、小吹地区なんかでやっておられる地区の活動、これをまた全村的な地区の活動に広げていってもらうこと、それから他市町と協力してやってもらうこと、これをあわせてお願いいたします。それから、アライグマについては観光客の、特に棚田なんかに来られる方もおられますので、看板の設置とか、こうしたこともぜひやっていただきますようお願いいたします。また、民家への柵の補助についても全くだめではなくて、どうした方向があるのか検討していただくことをお願いしまして、質問を終わります。

ます。ありがとうございました。

○田中議長 第5番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。よろしくお願いします。事前通告のとおり質問させていただきます。

私のほうからは、村の農業施策と土地利用についてです。

本村の土地利用計画については、本村特有の地形から森林部は金剛生駒紀泉国定公園、平地部は農業振興地域にそれぞれ指定されております。その後、平成7年に都市計画法が導入され、村の土地利用について整備や開発に加え、保全についても計画的にきちんと秩序を守り、土地利用が進められているものと理解はしております。その中でも、森屋、水分地区の農地の大半が農業振興地域の整備に関する法律により農用地区域に指定され、農地として守られているのが当然のことではありますが、平地が少ない本村で一時的に農地を守るのはいかながなものと考えております。森屋北部地域におき、特に村道比叡前線沿道では一定の連担した集団農地の端に位置して、資材置き場や工場などが立地し、耕作環境は悪化している農地の場合でも農用地区域に指定されております。本村では、平成26年12月に村過疎地域自立促進計画、また平成28年1月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、村の活性化やにぎわいづくりを進めることにしていますが、こうした状況でも本村ではこれらの区域を引き続き農用地区域として指定をし、保全すべき農地として保全するのかを伺います。答弁よろしくお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 村の農業施策と土地利用について御答弁申し上げます。

農業振興地域制度につきましては、市町村の農業振興地域整備計画で優良農地を農用地区域として定め、農業振興施策を実施する一方、農地転用を禁止することにより農業生産の基盤となる農用地を確保しています。本村内で現在区域指定している農用地区域については、農業振興地域整備計画において森屋、水分地域内の村道比叡前線沿道の平たんので一定の広がりを持った地域を優良な農地として農用地区域に指定し、永続的で安定した農業生産体制を確立するため、その保全を進めるとしております。この地域では、水稻を中心としながらも交通条件を生かした生産振興を図り、野菜類等の特産地の形成を目指す地域としております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 工場や倉庫等に隣接した農地において、業務拡大の計画があった場合でも農

用地区域の除外と農地転用の手続には非常に多くの手続、手間と時間がかかるのが現状となっております。そのことを考えると、前もって農用地を除外しておくことで速やかに土地利用が可能となると思うが、どうですか。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 農業振興地域整備計画で定める農用地区域は、農地転用を禁止することにより、農業生産の基盤となる農用地を確保しています。農業振興地域整備計画の変更は、経済事情の変動、その他情勢の推移により変更の必要が生じたときなどに行うこととなっております。既にある農業振興地域整備計画に対して変更を加える場合は、変更する理由が必要であり、やはり具体的な土地利用計画が必要となってまいります。今後、魅力ある村づくりに寄与するような具体的な計画の提示がある場合には、計画変更を検討してまいりたいと考えております。

なお、農業振興地域整備計画を変更し、農用地を除外したとしても、農地の転用につきましてもは許可権限を有する大阪府知事を含め協議を進めていく必要がある旨、御理解いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 具体的な計画がなければ、農業振興地域整備計画の変更は難しいということではありますが、今年度大阪府整備方針が変更されたと聞き、本村の農業振興地域整備計画については平成22年に策定されていることから、計画策定当時から比べると、本村は過疎の公示を受けるなど社会状況や経済事情の変動が生じており、変更の見直しの時期を迎えていると思いますが、この点について答弁願います。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 農業振興地域整備計画の変更のタイミングとしましては、農業振興地域の整備に関する法律でおおむね5年ごとに行う基礎調査により変更の必要性を判断いたします。その調査項目は、農地等の面積、土地利用、農業就業者人口の規模、人口規模等の現況や将来見通しとなっております。一方、農業委員会では農地の利用状況調査いわゆる農地パトロールを実施しており、その結果得られた現在の農地利用状況及びその将来見通しを踏まえ、現在の農地利用状況を踏まえ、長期的な観点から優良な農地を確保、保全し、農業振興施策を計画的に実施するため、農業振興地域整備計画の変更を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。要望です。

平成22年から相当の期間が経過し、農用地域も既に事業活動をされている土地、地理的に連続している農地も多く見受けられます。加えて、耕作放棄されている農地もあると思いますので、農業委員会の皆さんと協力し、農地パトロールを引き続き実施していただいて、その結果計画変更が生じた場合には計画を変更していただくことはもちろん、確かに許可の権限が大阪府にあり、農用地を除外するためには計画が必要であり、計画変更するには具体的な土地利用計画が必要であることはわかるが、平地が少なく都心から距離があり、条件が不利な土地の本村で企業誘致を行うには、できる限り手間と時間をかけないようにしないと来てくれないと思いますので、将来の本村のあり方を考えながら的確に判断し、農業施策を進められることを要望して終わります。

○田中議長 第6番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、3点質問させていただきます。

1つ目に、健康福祉に関して伺います。

今年度新設されました胃の内視鏡検査ですが、現在までの実施状況はどのようになっているのでしょうか。また、その中でピロリ菌の検査、除菌に至ったケースはあったのでしょうか、伺いたいと思います。また、昨年一般質問しました子育て世代包括支援センターですが、その後の進捗状況と今後の予定はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

2点目に、小吹台村役場連絡所の整備についてですが、連絡所についてはかなり老朽化しており、何とか応急処置をしながら運営をされている状態だと見受けられます。今後についてどのようにお考えになっているのか伺います。また続いて、図書館ポストの設置を求める声もありますが、いかがでしょうか。

3点目としまして、災害対策の反省点ということで、本年の災害時において各所で停電が長期化して、緊急時において発電機等の必要性が認識されたと思いますが、以前質問しました小型発電機は今回の災害で使用されたのか、また今後の対策としてどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。もう一点は、災害備蓄倉庫ですが、見たところかなり老朽化しており、地震等に十分耐え得るものなのか伺いたいと思います。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、西口健康福祉課担当課長。



○西口健康福祉課健康担当課長 健康福祉に関してについて御答弁申し上げます。

内視鏡検査の状況と、その中でピロリ菌の検査、除菌に至ったケースがあるかについてですが、まず内視鏡検査の状況については、胃内視鏡検診の実施に向けて昨年度より富田林医師会管内の4市町村で胃内視鏡検診運営委員会を立ち上げ、専門医、地域の医師会等と健診の実施方法や制度管理についての検討や従事者への研修等を実施し、本年度より開始しています。対象者は50歳以上の方で、受診間隔は2年に1回で、富田林医師会加入の10カ所の医療機関にて自己負担2,000円で実施しています。現在までの受診状況は、12月14日現在11人の申し込み、3人の受診者数です。

次に、検診時にピロリ菌の検査、除菌に至ったケースがあったかどうかについてですが、内視鏡検査時に除菌対象となる所見がある場合は、検診ではなく保険診療として検査の実施が可能としています。ピロリ菌の検査や除菌検査は、本検診対象外となるため、本村では把握しておりません。

次に、子育て世代包括支援センターのその後の進捗状況と今後の予定についてですが、国では妊娠期から子育て期にわたるまでの支援をワンストップで行う拠点である子育て世代包括支援センターを平成28年に母子保健法で法的に位置づけ、平成32年度末までに全国展開を目指しております。子育て世代包括支援センターは、市町村にコーディネーターとなる保健師等を配置し、妊娠、出産、育児に関する各種相談、支援プランの作成や関係機関との連絡調整を行い、母子保健と子育て支援施策との一体的な提供を通じて包括的な支援を行い、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を提供するものです。内容としては、現在村の保健師と家庭児童相談員がおおむね実施している内容ではありますが、リスクの高低にかかわらず妊婦や親子の孤立を防ぐためには、多数の人が頻回に利用しやすく集いやすい場所と、マンパワーの確保が必要です。そのため、子育て世代包括支援センターと現在委託で行っている子育て支援センターである子育て支援拠点事業を同一機関で実施することで、より効果的な支援を行うことができると考えます。また、子ども家庭総合支援拠点の機能である児童虐待等の支援を行う要保護児童対策地域協議会や家庭児童相談と子育て世代包括支援センターについても、対象者、関係機関は重複しているため、現状どおり今後も同一機関で実施し、密に連携をとりながら実施していく必要があります。村の今後の予定としては、子育て世代包括支援センターと子育て支援拠点事業と子ども家庭総合支援拠点に準じる拠点の3つを統合したものを、平成32年度に保健センター内で開所できるよう、関係機関とも調整し検討していきたいと思っています。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 再質問といたしまして、胃内視鏡検査を選択する人は少ないようですが、その原因についてどのようにお考えになっていますでしょうか、お願いいたします。

○田中議長 答弁者、西口健康福祉課担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 胃内視鏡検査を選択する方が少ないのは、費用の自己負担があること、また無症状の人は第一選択として、胃内視鏡検査より胃エックス線検査を希望される方が多いことなどが原因ではないかと考えております。そのほか、初年度であったため、住民の方への周知不足もあったのではないかと考えられますので、今後は広報やホームページ、また健康教育等で周知に力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ピロリ菌は、世界保健機関より確実な発がん性物質と認定されており、除菌により胃がんの発生率が約3分の1になるという結果が出ています。今回、ほかの検査より信頼度の高い内視鏡検査を実施されておりますので、異常が見つからず、ピロリ菌の検査、除菌が保険適用されない場合でも、希望により検査や除菌が無料または安価にてできないもののでしょうか。太子町は、内視鏡の検査は無料、河南町はピロリ菌の検査を500円で行っております。いかがでしょうか。

○田中議長 答弁者、西口健康福祉課担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 国立がん研究センターによる有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインで、ヘリコバクターピロリ抗体検査は市町村のがん検診としての実施を推奨しないグレードになっております。そのため、検査に関しては村が実施することは考えておりません。また、除菌についても厚生労働省は胃内視鏡検査で胃炎の確定診断がなされた患者に保険診療での除菌を認めている状況ですので、除菌希望者への費用助成なども現在のところ考えておりません。村としては、胃内視鏡検査でピロリ菌の検査、除菌の対象となる所見があった人に関しては、保険診療での検査、除菌をしていただくことを考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 内視鏡検査につきましては、自己負担を極力少なくしていただきたいと思います。また、こういう内容に関して村民の方が十分理解されているようではありませんの

で、また広報にしても細かくしていただきたいと思います。

以上、要望といたします。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 小吹台連絡所の整備について御答弁申し上げます。

小吹台連絡所につきましては、昭和５２年に建築され、建築後４１年が経過しております。公共施設等総合管理計画では、施設の耐用年数を６０年とし、今後更新する施設として位置づけておりますが、更新に当たりましては施設の必要性や需要を考慮するとしております。小吹台連絡所のあり方につきましては、小吹台地区内には郵便局やいきいきサロンがあることから、これらの施設との連携なども考慮しながら効率的な運営方法を今後検討していきたいというふうに考えております。

次に、図書館ポストの設置についてでございますが、図書館利用の促進や利用者の利便性向上などから設置を試している自治体もございます。設置方法などはさまざまですが、多くは一般図書のみ返却となっており、大型の絵本やＣＤ、ＤＶＤなどはポスト返却せずに、図書館への返却となっているようでございます。村におきましては、利用者の利便性向上を図る観点から、現在小吹台連絡所におきまして返却のお預かりも行っております。図書館ポストにつきましては、汚損や設置による管理上の課題もさまざま考えられることから、今後住民ニーズが高まれば対応についても検討は必要であるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 連絡所に関してですが、更新とまではいなくても、現状応急処置でしのいでいるような状況なので、当面使用するのであれば相当の修理は必要だと思いますが、点検、修理等をするお考えはないのでしょうか。

○田中議長 答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 連絡所につきましては、ふぐあいがあった場合にその都度対応しているというのが現状でございます。１つの点検につきましては、早急に建築士の資格を持った職員によりまして、耐久性の調査や改修の必要な項目また費用等について検討のほうを行いたいというふうに考えております。

また、先ほども答弁申し上げましたように、郵便局やいきいきサロンといった既存の施設の総合的な運用につきましても、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 要望としたいと思います。

点検、整備は、利用者や実際に職務についておられる方の意見も十分に聞いていただいて、実施していただきたいと思います。また、図書館ポストにつきましても住民の方の意見を重々聞いていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項3番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 災害対策の反省点について御答弁申し上げます。

9月3日から4日にかけて上陸いたしました台風21号では、過去に例を見ない暴風により、村内各地で倒木や停電など大きな被害を受けることとなりました。役場では、停電に備え小型発電機を準備しておりましたが、幸いにも役場自体は停電にならず、発電機を使用することはございませんでした。今後の対策につきましては、現在新庁舎の建設計画が進行しておりますので、新庁舎が建設されるまでは小型発電機で対応し、新庁舎には72時間稼働可能な非常用電源設備を整備していきたいというふうに考えております。

次に、備蓄倉庫の状況についてでございますが、昭和55年に建築され、築38年が経過しております。耐震診断等を行っておりませんが、耐震性能はないものと思われまゝ。備蓄倉庫につきましては、今後更新が必要と考えておりますが、新庁舎の建設計画が進んでいる上、旧千早小学校も一部備蓄倉庫として利用しているため、新庁舎の計画とあわせ、旧千早小学校のあり方も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 小型発電機に関してですが、小型発電機はどこに何台あり、また何のために使用されているのか、また今までに使用された実績はあるのか。今回の災害においては、長時間停電になった地域もありましたが、活用はできなかったのか。新庁舎には、非常用電源を整備するとのことですが、避難所や保健センターについてはどのようにお考えになっておりますでしょうか、御答弁お願いいたします。

○田中議長 答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 発電機についてでございますが、村では5台を保有しております。そのほか各地区に1台ずつ配備し、合計17台となっております。実績でござい

ますが、役場では停電時の投光器の電源などで使用しておりますが、各地区の実績につきましては、特にお伺いのほうはいたしておりません。非常用電源設備の整備につきましては、災害対策本部を設置いたします庁舎を優先して整備を行ってまいりたいと考えております。また、避難所であり災害対策本部の代替え機能も有しておりますくすのきホールにつきましては、現在ある設備の機能評価を行いたいと考えておりますが、保健センターにつきましては、現段階では非常電源の設置は考えておりません。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 要望でお願いしたいと思います。

近年、異常気象などで毎年災害等の不安が増大しつつあり、備蓄倉庫等最善の対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 どうも平成30年度の最後の議会でございます。非常に寒い、急激に寒くなりました中ですが、どうもありがとうございます。ことは、例年になく非常に温暖な1年でしたが、あと10日余りでことは終わります。来年は、5月1日から新しい年号に変わります。新聞やテレビニュースでは、日本経済が長期成長過程と報道されております。また、関空の運営状況を見ましても、中国、台湾、韓国あたりから多数のインバウンドの方々がおいでになりまして、大阪の心斎橋を歩きますと、これが日本の国かと思われるような状況でございまして、こうも韓国のミョンドンやとか香港のネイザン通りへ行ったような感じがいたします。この状況は、恐らくこれから7年間、大阪万博ということで、大阪に通ると必ずこの状況が続いていくと考えますが、ただ千早赤阪村のことを考えますと、大阪府の予算配分は恐らくまず第一に万博ということになりまして、村の維持を考えると、これから大阪府はもちろんでございますが、国へのアプローチが大切な時期が参ったのかなと私は考えております。地方創生の時代、村が元気に存在する上で、国の目にとまるあるいは府の目にとまるダイナミックな政策が必要でございす。私どもの村は、こども園ができます。また、庁舎もあと2年程度で完成いたします。昭和から平成30年変わりました、その中で非常に昭和から平成に変わりました、世の中が物すごい勢いで変わりました。これから新しい時代に向けますと、多分昭和や平成の思

考方法では新時代は乗り切れないかなと思っております。我々行政も、ダイナミックにその方向にかじを切れるかどうか、これから正念場かなと考えております。

また、大阪でただ一つの村でございます千早赤阪村が過疎の指定を受けた、元気だと国府に印象づけることが今ほど必要なときはございません。大阪万博に向かいまして、千早赤阪村にもぜひひとつ打ち上げ花火がどうしても必要なと、私はそういうふうに思っております。ぜひ議員の皆様も大阪千早村を元気にする政策提言をお願いいたしまして、平成30年の最終議会の御挨拶といたします。どうも長い間ありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

田 村 陽

議 員

千 福 清 英